

古典期アテネのフラトリア

— IG II² 1237 の場合 —

伊 藤 貞 夫

【要約】 前四世紀前半に刻されたアッティカ碑文 *Inscriptiones Graecae* II² 1237 の分析を通して古典期アテネのフラトリア (兄弟団) の構造の大枠を見定め、ポリス市民団編制の実状把握の手掛りとすることに、本稿の目標は置かれる。本稿は先ず碑文のフラトリア入籍規定に現れる二つの集団 *Demotionidai* と *Dekeleis* のうち、デケレイエイスこそ上記碑文を遺したフラトリアの名称であり、デーモティオーニダイはそのなかの特権保有者たちのグループと解すべき旨を明らかにする。後半部では、この前提に立ち、他の関連史料をも援用しつつ、入籍規定本文より古代ギリシアの家とポリスとをつなぐ最も重要な中間的社会集団フラトリアの内部構造を読みとる作業を行う。古典期アテネのフラトリアは、貴族政期以来の家柄を誇るゲンネータイ (氏族員) と然らざるオルゲオーネスとから成ると同時に、両者を共に含むティアソスなる下部単位によって構成される側面をももつ。この二つの編制原理の並存・交錯にフラトリアの組織上の特徴があり、前四世紀以降は少くとも入籍資格審査に関し、ゲンネータイの優位が消滅したのであらうとするのが、本稿の結論である。

史料 七二卷五号 一九八八年九月

—

ポリス市民とは何かを、彼ら一人々々が置かれている社会的境位に焦点を合せて考察すること、本稿の主題の起点は先ず以ってそこに求められる。民主政完成期のポリスにおいて、市民 *politai* は国家の構成員として民会に集って国事を議し、役人ないしは民衆法廷の審判人として行政と司法の任に当たったが、彼らはまた日常、ポリスに包摂されるより小さな

社会集団、すなわち国家 polis と家 oikos とをつなぐいくつかの中間的社会集団のそれぞれ独自かつ濃密な生活空間のなかに身を置いていた。これら諸集団は時にポリスを凌ぐ永い歴史と強い自立性とをもち、人々の日常の生活を、そしてさらに彼らの市民としての存立そのものをも、規定する役割を担った。史料的に細かなところまで辿ることのできるアテネの場合について見ると、例えば、クレイステネスによって大方は旧来の地方村落を基に設けられた行政区 demos は、その共有地により市民団の中核を成す地方の農民たちに生活上、不可欠の経済的基盤を提供し、また祭祀を通し宗教上の共同意識を育む一つの母体となった他に、所属区の成員総会での資格審査を通過し区民名簿に登録されることが即ちアテネ市民たることの正式の証となる定めゆえに、個々のアテネ人男子に市民としての法制的地位を賦与する主体でもあった。このデーモスと対比さるべき重要な中間的社会集団が、本稿の考察対象たるフラトリア(兄弟団) phratia である。

両者は次の三点において対照的である。第一に、デーモスが前六世紀末の創設にかかる比較的新しい制度であるのに反し、フラトリアはその成立がポリス成立以前に遡る、起源の必ずしも定かならぬ古い社会集団であること。第二に、デーモスが基本的には地縁原理により組織されているのに対し、フラトリアは少くとも觀念的には血縁原理に基づく人的結合体であること。第三に、デーモスへの登録がアテネ人男子にとり公法上の権利の拠りどころであったのに反し、フラトリアへの帰属は私法上の権利の源となった。当時、家の祭祀と財産に与るには、それぞれの家の正規の成員であることを公的に認められる必要があったが、アテネ市民の家に生れた男女一人々々を公認し、とりわけ男子について資格審査のうえ家成員権を正式に賦与したのは、他ならぬフラトリアであった。^④その意味でフラトリアは、個々のアテネ人が市民として完全な権利を取得するうえに、デーモスと並んで決定的な役割を果たしたと言うことができよう。

今一つ附言するならば、デーモスが自然村落 kome を包含する他に、それほど複雑な内部構成をとらないのに対して、フラトリアは史料の示すところ、内部にゲノス genos、オルゲオーネス orgeneis、ティアソス thiasos といった、より小さい、しかし自立的な集団を包摂し、そのうえこれら諸集団相互の関係が必ずしも明らかでないのみか、それぞれの集

団の性格についても定説がない。アテネのフラトリアに関しては、その社会的機能は史料的に明確であり、入籍手続も二、三の問題を残すとは言え、おおよその理解が可能であるのに、その内部構成には不明の点なお少しとしないと評さなくてはならない。ポリスなるものの構造をより精密に見定め、併せて市民一人々々がそのなかで置かれていた境位を明かすためにも、フラトリアの組織上の実態をできうる限り究めることは必須の課題である。本稿は、この課題を追究する緒を、稀有の史料を遺す一つのフラトリアの裡に求めようとする試論である。

ポリスとりわけアテネ国家の下部構成単位についての研究は、一九世紀以来、永い歴史をもつ。しかも近年、注目すべき新研究が輩出する傾向にある。デーモスやその上位区分であるトリッテュス *trittys* に関して大部の著作が刊行されている他、ゲノスについても在来通説を根本的に否定する新説が提出されるに至った。フラトリアに関しては、以上に匹敵する活況こそ見られないにせよ、ここ数年、寓目の限りでも新たな知見を含むいくつかの論文が公表されている。なかでも注目すべきは、アメリカの新進学徒ヘドリックの研究である^⑨。

ヘドリックが目指すのは、『ギリシア碑文集成、第二巻（第二版）』*Inscriptiones Graecae II²* に一三三七の番号を付して収められている碑文の新たな分析である。右の碑文はあるフラトリアの入籍規定を詳細に記すが、そのなかにデーモティオーニダイ *Demotioindai* とデケレイエイニス *Dekelēaias* という、それぞれ集団の名称を表す二つの固有名詞が用いられている。これら二つの集団のうち何れが碑文に刻されている入籍規定にかかわる決議を行った当のフラトリアであったか。一九世紀以来くり返し論及されて来たこの問題に対し、ヘドリックは決議文の構成に関する独自の解釈を基に、デーモティオーニダイこそが上記碑文を遺したフラトリアの名であると結論する^⑩。ヘドリックの説は、学説史的に見れば、在来有力説への回帰という意味をもつが、決議文の精細にして創見に富む読解に裏打ちされた論証はなかなか魅力的である。しかしながら、その結論には遽かに同意しがたいところがある。議論の骨格をなす決議文の構成に関するヘドリック

ク独自の知見にいささか無理があり、論証の過程が充分に説得的でないからである。^③

とまれ IG II² 1237 の本文分析、とりわけ上記二つの固有名詞の何れがフラトリアの名を表すかとの視点からする分析は、今なお顧みられるに値する論題である。研究史上この碑文への言及の頻繁なる事実が予測させるほどには、この問題を正面から扱った例は、さほど多くはない。そのうえ決議文は我々に別個の考証を許すかの如くに見える。それは単に名称確定の問題たるに止まらない。この場合、名称の確定は、上記碑文を通してこのフラトリアの内部構成を推定しようとする際、必須の前提をなすからである。フラトリアの構造をうかがわせる史料はきわめて乏しい。そのなかにあって、上記碑文はおよそアテネのフラトリアの内部構成を考えるうえに無二の史料を供するものと評価してよい。この内容豊かな決議文を造したフラトリアの名称如何は、したがってその意味するところ意外に大きいと言わなくてはならないのである。フラトリアとしての名称を定めたいうえで、碑文から古典期アテネのフラトリアの在り方について何ほどのことを推測しうるか、それが当然ながら本稿の第二の課題となろう。

- ① 岩田拓郎「古典期アッティカのデーモスとフラトリア——「ヘカトステー」碑文」の検討を中心として——『史学雑誌』七一一三、一九六二年、一一四八頁、とりわけ同論文第三節を参照。
- ② 桜井万里子「エレウシスの祭儀とアテナイ民主政の進展」『史学雑誌』八二一〇、一九七三年、一一四一頁、とりわけ同論文第三一四節を参照。他に桜井万里子「古典期アテナイの国家祭儀と地方祭儀——テスモフォリア祭について——」『史潮』新八、一九八五年、四一—一八頁。P. J. Rhodes, *Political Activity in Classical Athens*, JHS 106, 1986, pp. 135-136. ローズは有力者の政治的基盤としてデーモスがもつ意味を多角的に論じ、その観点からテスモフォリア祭における彼らの費用負担について触れる。
- ③ 岩田拓郎「アテナイ人の「戸籍登録」に就いて」『西洋古典学研究』

- 一〇、一九六二年、六二—七二頁。
- ④ 伊藤貞夫「古典期アテネのフラトリア——その入籍規定をめぐって——」『法制史研究』三一、一九八二年、三五—六〇頁。
- ⑤ 入籍年齢と女子入籍の存否が中心的論点をなす。註④所掲拙稿参照。
- ⑥ C. W. J. Eliot, *Coastal Demes of Attica*, Toronto, 1962; J. S. Traill, *The Political Organization of Attica*, Hesperia Suppl. 14, 1975; P. Siewert, *Die Trittyen Attikas und die Heeresform des Kleisthenes*, München, 1982; R. Osborne, *Demos. The Discovery of Classical Attica*, Cambridge, 1985; D. Whitehead, *The Demes of Attica, 508/7-ca. 250 B. C.*, Princeton, 1986. アテナイ以外の「デモス」比較の意味については N. F. Jones, *The Civic Organization of Corinth*, TAPA 4 110, 1980, pp. 161-133; M. Piérart, *Athènes et*

Milet I. Tribus et demes milésiens. *Mus. Helv.* 40, 1983, pp. 1-18. ⑤ 原典註文を参照。

⑥ F. Bourriot, *Recherches sur la nature du genos. Étude d'histoire sociale athenienne. Périodes archaïque et classique*. 2 vols. Paris, 1976; D. Roussel, *Tribu et cité. Études sur les groupes sociaux dans les cités grecques aux époques archaïque et classique*. Paris, 1976.

⑦ M. Piérart, Note sur trois noms de phratries argiennes. *BCH* 105, 1981, pp. 611-613; do., Phratries et «kōmai» d'Argos. *BCH* 107, 1983, pp. 269-275; do., À propos des subdivisions de la population argienne. *BCH* 109, 1985, pp. 345-354; P. Charneau, Sur quelques inscriptions d'Argos. Notes additionnelles. *BCH* 107, 1983, pp. 263-264; do., Phratries et kōmai d'Argos. *BCH* 108, 1984, pp. 207-226; M. B. Walbank, Greek Inscriptions. *Hesperia* 51, 1982, pp. 48-50; C. W. Hedrick, Old and New on the Attic Phratry of the Therikleidai. *Hesperia* 52, 1983, pp. 299-302; do., Demotionidai revisited. A Paper presented at the December meetings of the American Philological Association in 1981 (校井万里子氏の手を經て報告草稿を入手。一読するに値を得た。校井氏ならぬに筆者の質問に應じて記の博士論文の存在に注意を促した。この複製を許可されたケレリタ氏の著二人に謝意を表する); do., *The Attic Phratry*. Diss. Pennsylvania, 1984; do., *The Thymaitan Phratry*. *Hesperia* 57, 1988, pp. 81-85; S. G. Cole, *The Social*

Function of Rituals of Maturation: The Koureion and the Arkteia. *ZPE* 55, 1984, pp. 233-244; M. Golden, 'Donatus' and Athenian Phratries. *CQ* 35 (N. S.), 1985, pp. 9-13; M. A. Flower, *IG II² 2344 and the Size of Phratries in Classical Athens*. *CQ* 35 (N. S.), 1985, pp. 232-235; L. M. Gluskina, Phratry and Clan in Fourth Century Athens. *VDI* 1983, No. 165, pp. 39-52 (English summary, p. 52). なお、トニンキエ大津の G. ハース教授の教示によれば、一九八七年九月現在、同大学で、原典註文を S. D. Lambert, *The Ionian Phyle and Phratry in Archaic and Classical Athens*. を著述中の由、そのレポートを研究校等を通じて見ておられる結果を認めるべきである。

⑧ 註⑤所載の C. W. Hedrick, *Demotionidai revisited*; do., *The Attic Phratry* の一説。筆鋒起るが偏りがある。固くは、その一説を拒む。その言を要するを強調する所。

⑨ 上説一説の、*The Attic Phratry* が、表題の示す通り、アテネのフラトリアを論ずる諸問題の包括的研究たることを目指すが、その論及び量的に本論の半ばを越え、事実上は注目すべき成果を取りつて見られるが、全五章中、IG II² 1237 における三説がある。

⑩ Hedrick, *Demotionidai revisited*; do., *The Attic Phratry* Chap. 3.

⑪ 本稿第三節参照。

⑫ 第三節註⑥参照。

議論に入る前に、当面の考察対象である IG II² 1237 の全文試訳を掲げる。この前四世紀のアッティカ碑文には、表（A）裏（B）両面に計四つのフラトリア成員総会の決定が録されている^①。

A （供儀における神官役得分についての規定）

1 ゼウス・フラトリオス（に捧げる碑）。神官、エウファンティデスの子テオドロスが碑を刻み、かつ建立せり。神官には役得分として下記の物を与うべし。^②

5 メイオンからは、（犠牲獣の）肉付きの大腿骨と肋骨、耳ならびに銀貨三オボロス。クレイオンからは肉付きの大腿骨と肋骨、耳、一コイニクスの粉から作られた焼菓子、半クースの葡萄酒ならびに銀貨一ドラクマ（を与うべし）。

（入籍に関する第一決議）

フラトリア成員たちは以下の事を決議せり——

10 フォルミオンがアテナイの筆頭アルコン、オイオン区のパンタクレスがフラトリアの長なりし年に。ヒエロクレス提議す。未だ、デーモティオーニダイの法に則り入籍資格審査（を受くべきところ、それ）を経たることなき人々を、

15 フラトリア成員たちは直ちに審査すべし——ゼウス・フラトリオスにかけて（正しき審査をなすことを）誓い、祭壇より投票のための小石を取りて。（本来）フラトリア成員に非ずして（家父により成員仲間に）紹介され（名簿に登録され）たとみなされし者の名を、

20 神官とフラトリアの長とは、デーモティオーニダイの許（文書保管所）にある名簿とその写しから削除すべし。審査に基づき名簿より削除されたる者を（かつてフラトリアに）紹介せし（家父）は、一〇〇ドラクマの罰金を負うべく、それはゼウス

・フラトリオスの聖財たるべし。この貨幣は

25 神官とフラトリアの長とが徴収すべし。然らざれば、彼ら自身が（その額を）負うものとす。（入籍のための）資格審査は、爾今（一人々々の入籍候補者について）クレーイオン（の供儀）を執り行いし翌年^⑥、アパトゥーリア祭のクレーオーティスの日^⑦に行わるべきこと。（フラトリア成員は）祭壇より投票のための小石を取り票決に加わるべし。

30（フラトリア成員が）投票により入籍を認めざる者のうち、もし何人がデーモティオーニダイに上訴せんと欲する者あらば、その者は上訴することを得。デケレイエイスのオイコスは、彼ら（デーモティオーニダイ）に加え、共同審決人として三〇歳以上の成年男子（成員）五人を（自らの中から）選ぶこと。彼らに対し

35 フラトリアの長と神官とは（以下のことを）誓わすべし。最も正しき審決をなし、フラトリア成員（たるの資格を有する）に非ざる者がフラトリアの一員たるを許さず、と。上訴せる者のうちデーモティオーニダイが入籍否認の審決を下したる者は、一〇〇〇ドラマの罰金を負うべく、

40 そはゼウス・フラトリオスの聖財たるべし。この貨幣はデケレイエイスのオイコスの神官が徴収すべし。然らざれば、彼自身が（その額を）負うべきものとす。そのことを希望すれば他のフラトリア成員も、（フラトリアの）共同の財庫のために（右の罰金を）徴収することを得。

45 以上のことどもは、フォルミオンが（アテネ國家の筆頭）アルコンの年より有効たるべきこと。フラトリアの長は、資格審査を要する人々について毎年、投票の手續をとること。投票の手續をとらぬ場合、彼は五〇〇ドラマの罰金を負うべく、そはゼウス・フラトリオスの聖財たるべし。

50 神官もしくはそのことを希望する他の者（フラトリア成員）が右の貨幣を「（フラトリアの）共同の財庫のために」徴収すべし。爾今、「メイオンとクレーイオン（のための犠牲獣）」はデケレイア「[所在の祭壇] へと運ぶべし。【もし】（フラトリアの長が）祭壇にて【供儀を行わざる】場合には、

55 彼は「五〇」ドラクマの罰金を負うべく、「そはゼウス・フラトリオスの」聖財たるべし。神官が「この貨幣を」徴収すべし。然らざれば、彼自身が（その額を）負うべし。「但し、疫病あるいは戦いあるときは、この限りに非ず。」^⑤

B 右の何れか（の災厄）が（デケレイアの祭壇での供儀を）妨けたるときは、

60 神官が公示せる場所でメイオンとクーレイオンとを執り行うべし。（神官は）ドルビアの日の五日前に、一スピタメー^⑥を越えざる幅の白板に（上記の場所を）公示すべし——中心市のうちデケレイエイス（の人々）が屢々赴くところに（公示すべし）。
65 この決議と神官の（供儀に際しての）役得分（に關する規定）とを、神官は自らの費えにて碑に記し、デケレイア所在の祭壇の前に之を建つべし。

（入籍に關する第二決議）

ニコデーモス提議す。（次なる決議で定められる以外の）他のことどもは、以前に成立せし、

70 子たちの紹介と資格審査とに關して定められたる諸決議^⑦によることとす。予備審査のために（差し出すよう、先の決議で命ぜられたる三人の証人を（家父は）彼自身の属するティアソスの成員たちの中から差し出すべし。証人たちは尋ねられることどもについて証言し、ゼウス・フラトリオスにかけて誓うものとす。

75 証人たちは祭壇に手を置きて証言し、かつ誓うべし。上記ティアソスにそれだけの（すなわち三人までの）数の成員なき場合は、他の（ティアソスを異にする）フラトリア成員の中から（証人を）さし出すべし。審査行わるるとき、フラトリアの長は、

80 子たちについて先ずもってフラトリア成員全員に投票の機会を与えざること。それよりも先に紹介される子の（属すべき）ティアソスの成員が秘密裡に祭壇から投票のための小石を取りて票決すべし。彼らの票を

85 総会に出席せるフラトリア成員全員の面前にてフラトリアの長は数え上げ、票決の結果の如何を告げるべし。ティアソス成員が（入籍候補者は）フラトリア成員なりと票決したるのち、

90 他のフラトリア成員たちが入籍拒否の決定を下したる場合は、（当該）ティアソスの成員は一〇〇ドラクマの罰金を負うべし。そはゼウス・フラトリオスの聖財たるべし。但し、ティアソス成員のうち、資格審査において（入籍候補者を）非難し、（彼の入籍に）反対せること明らかなる者は、その限りに非ず。もし

95 ティアソス成員が入籍拒否の票決をなし、紹介者（家父）が（フラトリア成員）全員に上訴し、かつ（フラトリア成員）全員が（入籍候補者は）フラトリア成員なりと決したる場合は、（入籍候補者は）フラトリア成員名簿に登録さるべし。（フラトリア成員）全員が入籍拒否の票決をなせる場合は、（上訴せる紹介者は）一〇〇ドラクマの罰金を負うべく、

100 そはゼウス・フラトリオスの聖財たるべし。もしティアソス成員が入籍拒否の票決をなし、（紹介者がフラトリア成員）全員に上訴せざる場合は、ティアソス成員の入籍拒否の票決が有効たるべし。ティアソス成員は、他のフラトリア成員とともに投票すべからず――

105 彼ら自身のティアソス出身の子たち（の入籍）について。この決議を神官は碑に書き加うべし。子たちの紹介に際しての証人たちの誓い。私は証言す。（家父が）紹介するこの男子は

110 嫡妻から生れた彼自身の嫡出の息子なり、と。そはゼウス・フラトリオスにかけて真実なり。私にして、もし正しき誓いをなさば、多くの良きことが、また偽りの誓いをなさば、逆のこともが身に生ずべし。

（入籍に関する第三決議）

メネクセノス提議す。子たちの紹介についてフラトリア成員たちは以下の如く決議せり。

115 他のことどもについては以前の諸決議に同じ。フラトリア成員たちが紹介さるる予定の子たち（の名）を知るために、クレイオンを執り行う年の前年に（子）^⑭名を、父とその所属デーモスの名、

120 母とその父および（この外祖父の）所属デーモスの名を添えてフラトリアの長に届出づべし。フラトリアの長は、「（家父が）届出でしのち、」（その子たちの名を）記し、「デケ」レイエイイス（の人々）が屢々赴く「場所に公示すべし。神官もまた

白]板に録して、

125 レートーの「神域」^⑮に之を公示すべし。「神官は」フラ「トリアの決議を」^⑯碑に「記すべし。」

見られる通り、本碑文は全一二六行で、あるフラトリアにかかわる四つの規定、すなわち供儀に際しての神官役得分についての規定と入籍審査に関する三つの成員総会決議とをA・B両面に逐一刻する。四つの規定の成立は、入籍に関する第二決議までが前四世紀前半の早い時期、第三決議は遅れて同世紀中葉と見られる。^⑰

年代について最も注目すべきは、第一決議の成立時期が第九——十一行の同決議頭書の一部によって前三九六年と確定しうることである。^⑱ 碑文全体の構成を眺めると、入籍審査の細目を定める第一・第二決議がその実質を形造ることは一目瞭然であるが、なかんづく第一決議は現存フラトリア成員名簿の点検と以後の入籍手続とを規定して、碑文全体の中核を成す。^⑲ 第一決議の背後にはフラトリアの成員構成の現状に対する重大な危惧の念が伏在し、それが一連の詳細な入籍規定を生む原動力をなしたと考えられる。このような第一決議について成立年代が明確に知られることは、碑文内容への立ち入った理解の上に少からず役立つ。

前三九六年という年が第一決議に関してもつ意味については、トムソンの精細な推論がある。^⑳ その根本は、ペロポネソス戦争によるアテネの社会的混乱とその一結果としてのフラトリア入籍審査の不行届きを、名簿の点検と不適格者の除籍というドラスティックな処置の要因と見るところにある。開戦に際しての籠城により市民の間に伝統的な生活様式からの離脱の風が拡がり、それに伴って市民・外人を問わぬ婚姻外同棲が増大した。そこから生ずるのは、両親ともにアテネ人にして且つ正規の婚姻の結果出生せる子というフラトリア入籍の法的条件を充たしえぬ者の増加であった。アルキダモス戦争期(前四三二—四二二年)に生れた子とは、デクレイア戦争期(前四一三—四〇四年)にほぼ成年に達し、フラトリア入籍の時期を迎えたが、^㉑ 問題多きこの年齢層の入籍資格審査に当っては、彼らの出生に関する証人たるべき親族・知人の多くが

開戦当初の悪疫やシシリ遠征の失敗などによって既に世を去っており、そのうえ少からぬ人々が国外の戦場にあって、入籍候補者に対するフラトリアの資格判定能力は著しく低下していた。この時期の審査不備が戦後八年を経過した時点で、の成員名簿見直しへの発条となった、とするのがトムソンの推論である。^②

トムソンの推測は、おそらく当たっている。その祭壇の所在から明らかなように、デケレイア戦争期にスパルタ軍の恒常的駐留地であり、それゆえ戦禍著しかったと思われるアッティカ東北部の一デーモス、デケレイアに成員団結の中心があったこのフラトリアにおいては、ペロポネソス戦争終結後、なおしばらくの間はフラトリアとしての再建に困難が伴い、入籍審査にも幾多の問題が存したであろう。しかし戦後八年という時間的経過は、漸くにして彼らフラトリア成員の間に秩序回復への強い志向を生ぜしめるほどの、経済的ならびに心理的安定をもたらしたであろうと想像される。その出生において法制上の条件を充たしていない人々を除籍し、且つ爾後における入籍審査のための準則を改めて定めようとの機運がこの時期に生じたとしても不思議でない。第一決議は、このような背景の下に成立したのであろう。

① 本碑文を収録するものとして、他に IG II, No. XXIX, SIG³ 921: Hedrick, *The Attic Pnyx*, Chap. I, 訳文中()を付した部分は文意を通するため筆者が補ったもの。「」はテキスト自体の補いを示す。原文との照合の便を考慮して、行数を訳文の上部に適宜記した。訳文は五行毎に原文に即して改行するように努めたが、必ずしも成功していない。

古代ギリシア社会史研究の史料として重要な位置を占め、議論しい本碑文は、碑文学的見地からすれば極めて特異な扱いを受けて来たと言ってよい。一八八三年、古代デケレイアの故地(古代地名タトイ)に在ったギリシア国王王領地で発掘されて以来、今日に至るまで、この碑文は旧王室財産として秘蔵され、公開されていない。IG II² 1237を始めとする上記刊本テキストは、何れも発見時に公にされた写し

(筆写・squeeze)に拠っている。ヘドリックの新研究が発見以来一〇〇年を経て初めて碑の実見に基づく議論を展開するが、但し発見当時の碑の伝存状況が良かったことも与って、例えば IG II² 1237 と Hedrick, *The Attic Pnyx*, pp. 6-11 所掲テキストとの間に異同は殆ど認められず、ヘドリックの校訂上の新発見は一個所に留まる(本節註⑩参照)。なお、ヘドリックの上記論文複製本の末尾附載の本碑文の写真は不鮮明で、実用に供し得ない。現在公にされている碑文表裏両面の写真は、結句、Th. A. Arvanitopoulou, *DEKELEIA*, Athens, 1958 (squeeze); do, OZTPAKA EK DEKELEIAS, Athens, 1958 (碑) 所掲の各三葉に限られる。筆者は、一九八七年九月、在アテネ・ドイツ考古研究所を通じて碑の実見を希望したが、滞在期間が限られていたために果せず、一九八八年三月に、同研究所所員 H.

R. Goethe 氏の尽力により、碑文両面の全体および部分の極めて鮮明な写真計六枚を入手することができた。氏の好意に深く感謝したい。

前述、本碑文の辿った保存取扱い上の歴史については、F. Willemsen, Vom Grabbezirk des Nikodemus in Dekelia. *AM* 89, 1974, pp. 176-177; Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 4-6, p. 24 n. 1.

- ② 第四一八行は「三つの入籍規定にかかわる決議に先立つて、フラトリアの神官の役得分に關する規定。フラトリア内部で神官が果たした役割」とりわけ神官がこの碑の刻文と建立に關して負った責任に鑑み、本来の決議よりも先に「この種の規定が刻まれたものと推定される」。v. Schoeffer, *Demotionidae*. *RE* V (1905), 195; Hedrick, *The Attic Phratry*, p. 28.

- ③ *meion*. フラトリア入籍手続の一環として行われた供儀の一種。アテネ市民の子女の幼時おそらくは生誕第一年に、家父によりフラトリア成員の前で捧げられた小規模な犠牲。第一節註④所掲、拙稿、四三—四四頁参照。

なお Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 35-36, 169, 171-172. <エリクは *jeiow* を *aietos* の比較級 *jeiow* より説明することに異を唱え、語源は不明とする。

- ④ *kouneion*. フラトリア入籍に際し、成員總會での資格審査に先立って行われた本格的な供儀。一六歳に達した男子につづのみ行われ、通過儀礼としての断髪を「この場合、意味する *keipow* (髪を切る)」に、その語源を有すると見られる。第一節註④所掲拙稿、四二—四四頁参照。なお Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 37-38, 40, 173 の他、第一節註⑥所掲の Cole, *ZPE* 55, pp. 233-235 をも参照。

- ⑤ このアルコンの名により第一決議の成立年代が定まる。すなわち前三九六—五年。

- ⑥ 供儀と資格審査は「法廷弁論の關係記事によれば、同じ成員總會で

続けて執り行われるのが普通であった。第一節註④所掲拙稿、三八頁。本碑文の場合、二つの手続の間に一年の間隔が置かれていることに注意。第三決議の第一一七—一九行によれば、家父は入籍させようとする子の名を更にクレーイオンを執り行う前年に届出ることを義務づけられるようになったらしい。資格審査に当り正確を期すべく、充分な時間的余裕を成員たちに与えようとの配慮が本碑文を通じて一貫して認められる。cf. R. Schöll, *Die kleistenschen Piratien. Sitzungsberichte der königlichen bayerischen Akademie der Wissenschaften* 1889, Philosophisch-philologische und historische Classe II, pp. 10-11.

- ⑦ 毎年秋、ビェアノフシオンの月にアテネのフラトリアが一斉に執り行うゼウス・フラトリオスの祭アパトウーリアの第三日。Suda s. v. *koupeōrys*.

- ⑧ <ドリックは本文の校訂では第五八行を残欠のままとし、補いを試みなが、訳出した如き IG II² の補ふはおそらく正しく、これを認む。Hedrick, *The Attic Phratry*, p. 70.

- ⑨ *doplia*. 三日にわたるアパトウーリア祭の第一日。この日が祭の第一日にあたる論拠は「本碑文のこの箇所 *τὸ πρότερον τῆς Δοπίας* (II. 61-62) 「ドルピアの五日前に」なる表現に求められる。SIG³ 921, n. 31; IG II² 1237, P. 580; Hedrick, *The Attic Phratry*, p. 71.

- ⑩ *spithame*. 親指と小指を横に張って計る長さ。

- ⑪ ⑫ 碑文のこれら二箇所を含む第六八—七三行は、本碑文に刻された入籍規定にかかわる三つの決議に先立つて、このフラトリアの成員構成の基本を定める總會決議の存在したことを想定させる。「以前に成立せし諸決議」*τὰ πρότερα ψηφισματα* (I. 68) が直ぐ前に刻されている第一決議（ビエロクレスの決議）に先行する他の決議の存在を示唆することは、①複数形が使用されていること、②「予備審査のため

に(ち)出すこと、先の決議です(に)命じられてゐる三人の証人¹⁵ *de léconteurs* *τῶς δὲ εἰρηται ἐπὶ τῇ ἀκατασίᾳ* (II. 71-72) にて、第一決議は何ら触れるところがないこと、¹⁶ 第一決議に、入籍に関する「クレーイオンの法」*τὸν νόμον τὸν ἀπορριπτικόν* (II. 14-15)なるものの存在が明記されてゐること、の三つの事実から明らかである。本碑文の第一・第二決議は、それ以前に成立した入籍にかかわる総会決議に対して修正決議たるの位置を有する。なかでも第二決議は、後述の如く、その内容から見て、とりわけ第一決議への修正を意図するものであったと思われる。なお第一決議以前の関連決議の存在については Schöll, *SBAM* 1889 II, p. 5 n. 2; IJ II, p. 213 n. 1; Schoeffer, *RE* V, 195-196; IG II² 1237, p. 580; SIG³ 921, n. 36; H. T. Wade-Gery, *The Demotionidai. Essays in Greek History*, Oxford, 1958 (=CQ 25, 1931), p. 125; C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century* B. C. Oxford, 1952, p. 314; W. E. Thompson, *An Interpretation of the 'Demotionid' Decrees. Symbolae Osloenses* 42, 1968, pp. 51-53; Hedrick, *The Attic Phratry*, p. 73. 諸家々々、行論にミチノメの差はあれ、一致して認めらる。

- ⑬ 第一決議に先行する決議ならびに第一決議の修正規定にある第二決議を含むものと見られる。註⑩および第四節の記述を参照。
- ⑭ *τὸν πρῶτον ἐξ ἐκ τῶν τὸ κοινὸν ἀγείν* (II. 118-119) の *πρῶτον* は *πρῶτος* の意に解し得ること、「出生第一年をこへなクレーイオンを執り行う年」となす者、¹⁷ IG II² 1237, p. 581; SIG³ 921, n. 46; Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 76 & 113. この説は、*πρῶτος* を *πρότερος* の意に使う用例は紀元前には見出されぬこと(この点は「クレーイオンの前年」と解釈する Schöll, *SBAM* 1889 II, p. 10, n. 2 を認める)を根拠とし、メイオン・クレーイオンの二度の供儀、紹介

介が行われた事実とも照応するが、しかし二度にわたる紹介との奇合という観点からすれば、やはり *καὶ* を接続詞として用いるはずであり、第一・第三決議の全体的な趣旨および正確なまでの第三決議の役割という見地からしても、入籍審査をより正確なものとするために、クレーイオンの更に前年に子の名を届出るよう義務づけたものと解する方が、説得的である。届出の方式、公示の場所についての詳細な規定に較べ、届出時期を出生第一年もしくはクレーイオンを捧げる年とするのは余りにも漠然とした指定の仕方であって、均衡を失し、且つ追加決議でことさらに規定する意味も明らかでない。一人々々の入籍候補者につき、名の届出の時期をクレーイオンよりも更に一年前の、おそらくはフラトリア祭の直前に新たに規定したものと理解すれば、追加決議の一項としての意義が明らかとなろう。

- ⑮ 本碑文第一行に見えるゼウス・フラトリオスがアテネのすべてのフラトリアに共通の守護神であったが、その他に各フラトリアはそれぞれ固有の守護神を有していた。本碑文を遺したフラトリアの場合、女神ヘーラーがそれであつたらしく、SIG³ 921, n. 49.

- ⑯ II. 125-126. *τὸ δὲ φ[α]ρεσικὸν φύλαγμα ἀνερπόμενον εἰς τὴν ο[λ]γ[ί]νην* [*τὴν Ἀθῆναι τὴν ἑσπέρα……*] IG II² 1237 v Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 6-11 との間にテキストの異同が見られる唯一の箇所。下線部 *φφ* は確実に読み取れるもののヘドリックの言(Hedrick, *op. cit.* p. 77)を尊重し、上記箇所はヘドリック校訂の本文に従つて、補うもヘドリックのそれを採用。

- ⑰ 四つの規定の刻文年代については、ヘドリックの実見に基づく碑文学的調査の結果が尊重を要する。ヘドリックは第一・三行、第二決議末尾までを同一の石工の手になる前四世紀初頭のものとし、第一・四行以下は別の石工による前四世紀中葉のものとした上で(この点は在来より諸家の間で意見の一致を見ていた。第三決議については前

三六〇年より遡ることなしとされる。IJ II, pp. 208, 213, 219, 222-223; IG II² 1237, p. 580; SIG³ 921, p. 8, n. 35 & 45)。第一決議と第二決議との関係について、刻された文字の大きさの計測を基に、次のように推論する。両決議を刻す第一三一一三行は、文字の高さ 0.006-0.008m、一行三〇字から成る stoicheion によるが、第二決議にあつては stoicheion のための刻字用格子 grid の高さが僅かに縮まり、第一決議のその 0.013m×0.012m から 0.012m×0.012m と変る。しかも碑文頭書の第二行に見える神官テオドロスは、モンボグラフィックな研究によれば、第一一四行以下、第三決議と同時代の人物であり、さらに彼の名は第二行の刻文状況よりすると、第一・第二決議刻文当時それぞれ存在していた神官の名を次々に消し、第三の人名として後から書き加えたものである。そこから推測するならば、第二決議は第一決議の時とは異なる第二の人物が神官として存在していた時期の刻文にかかるとなる。以上のように論じながらも、ヘドリックは字体から両決議が同じ石工によって刻まれたと推定される事実を重視して、二つの間にある程度の時間的な隔たりを想定しつつ、しかしそれを余り大きくは見ない。Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 2-3, 21-22, 31-34, 71-72, 75. 註⑨に見るようじ、ヘドリックは第一決議と第二決議を同時期に効力を有したものと解する。そして両者の年代的隔たりを同時刻文でないという一点に限り、むしろ神官の交替を挟むおそらくは同一一年内に開かれた別々の成員総会での決議の成立と刻文とを想定しているかに見える。しかし両決議が同時刻文にかかるとでないことを証する上記二つの理由のうち、とりわけ在任神官がそれぞれ別の人物であったと推測される事実は、神官の在任期間が一年でなく終身であった可能性が高いことからして (Hedrick, *The Attic Phratry*, p. 142)、両決議成立の間に少くとも数年の隔たりが存したことを、どちらかと言えば想定させるのではな

からうか。二つの決議内容の間に極めて大きな変化が認められることも、その種の推測を強める。

⑩ 註⑤参照。

⑪ 本碑文の事実をなす入籍にかかわる第一・第二決議の構成については、とりわけ第一決議をめぐり、かねてより (a) 第一三二六行を前三九六年の時点における一回的な規定と解し、第二六行以下を前三九六年を起点とする恒常的な規定とみなす説 (IJ II, pp. 217-218; IG II² 1237, p. 580; SIG³ 921, n. 19; Wade-Gery, *The Demotionidai*, p. 125; Thompson, *Symbolae Osloenses* 42, p. 55 n. 1) と (b) 第一三二四五行をすべて前三九六年当時にかかわる一回的な規定と、第四五行以下を以後における恒常的な規定とみなす説 (E. Sauto, *Zur attischen Phatrien- und Geschlechterverfassung*, *Rh. Mus.* 40, 1885, pp. 518-519; H. Francotte, *L'organisation de la cité athénienne et la réforme de Clisthènes*, 1892 (repr. Roma, 1976), p. 93) との二つに分れ、現在では (a) が定説化しているが、最近ヘドリックが第二決議をも含め、本碑文に見える入籍規定の構成について新たな解釈を提示した。Hedrick, *Demotionidai revisited*; do., *The Attic Phratry*, pp. 96-102, 115-117, cf. pp. 42-43, 53-54, 67-68, 73-75, 102-103, 106-109. ヘドリック説の骨子は以下の如くである。①第一決議には前三九六年の時点での一回的な規定と以後の手續を律する恒常的な規定とが交互に現れる。すなわち第一三二六行に第二九一五二行が内容的には接続して一回的な非常措置を定め、これに対して「爾今」*τὸ νῦν* (II, 27 & 53) の句に導かれる第二六一二九行、第五二一六八行が前三九六年以後にかかわる恒常的な措置を定める。②第一決議と第二決議とは、資格審査の主体について見れば、互いに照応する。第一決議におけるフラトリア成員 *ποπτεpes* (II, 15-16) とは、² フラトリアの全構成員ではなくて、¹ IG II² 2344 & 2723

でのそれと等しく、フラトリアの下部単位たるティアソスの成員 *basileus* を指す。入籍の一次的な審査と票決の主体が、かくて第一・第二決議を通してティアソスであることすれば、そこから疎外された者の上訴先は、必然的に同じく両決議を通じフラトリアの全構成員の筈である。第二決議での「全フラトリア成員」 *heures pōtepes* (II. 81 & 85) 「全員」 *heures* (II. 96-97, 99, 102) にその意味で対応するのは、第一決議において「デーモテオニダイ」 *dhymotōnīai* (II. 30-31, 39) である。

このヘドリックの新説は、碑文の独自にして精密な読みを支えられ、研究史上、注目に値するが、しかし本碑文に見られるフラトリア入籍規定の形式・内容両面にわたる基本的な在り方に即して考えれば、必ずしも説得的ではない。第一に、ヘドリックによれば、第一三―五二行の、本来、一回的措置に関する規定と解される部分に、第二六―二九行を占める僅か二つのセンテンスが恒常的規定として挿入されることとなる。これは如何にも不自然なことではなからうか。第二に、第一決議と第二決議との間には、入籍手続の上で重大な相違が認められる。すなわち第一決議では「フラトリア成員」の審査・票決が原則として入籍の可否を決め、デーモテオニダイへの上訴は被疎外者による例外的な異議申立てにすぎなかったのに反し、第二決議では「審査は原則上、二段階制を採り、ヘドリックが「フラトリア成員」と等置するティアソス成員によるそれは、明らかに予備審査としての意味しかもたなかった。第二決議で被疎外者が「全員」への上訴で敗れた場合の罰金が二〇〇ドラクマであった (II. 98-100) のに対し、第一決議におけるデーモテオニダイへの上訴者が敗れたときの罰金が

一〇〇〇ドラクマであった (II. 38-40) 事実も、そのことと関係がある。以上のような疑点を蔵する碑文構成上の知見を基にしたヘドリックの本稿の第一主題に関する結論は、したがって第一節で既に触れたように、その行論上の独自の工夫にもかかわらず、研究史上、一定の意味しかもち得ない。なお第一・第二決議を同時併立的に解し、そこからデーモテオニダイすなわちフラトリアとの結論を導き出した先例として、カールシニャット (第三節註③所掲書、p. 234 n. 1) がある。ヘドリックの議論は、カールシニャットのそれに比し、より緻密ではあっても、碑文の基本的理解において同じく説得的でないと言わなくてはなるまい。

②⑥ Thompson, *Symbolae Osloenses* 42, pp. 56-68.

②⑦ フラトリア入籍年齢を一六歳と見ることによる。第一節註④所掲拙稿参照。

②⑧ トムソンのこの詳論には、同じく本碑文決議とペロポネソス戦争との関連を指摘する諸家の所説が学説史的前提となっている。Szanto, *Rh. Mus.* 40, pp. 507-508; Schöll, *SEAM* 1889 II, pp. 5-6; Schoeffer, *RE* V, 194-195; IJ II. p. 209; SIG³ 921, n. 30; W. S. Ferguson, *The Athenian Piracies. CP* 5, 1910, p. 264; M. P. Nilsson, *Cults, Myths, Oracles and Politics in Ancient Greece. Appendix II. The Piracies* Lund, 1951, p. 154. トムソン論文発表後、Bourriot, op. cit. pp. 641-644, 653-654, 693-694; Roussel, op. cit. p. 145; Hedrick, *The Attic Phratry*. pp. 70 & 233 と同様の議論がある。

②⑨ IG II² 1237 II. 53-54, 67. 第三節参照。

IG II² 1237 は、一つのフラトリアにさしあたり限られるとは言え、およそアテネのフラトリアの入籍手続についても纏まった知見を供する史料である。とりわけ入籍年齢や女子入籍の存否といった研究史上、議論の分れる論点について、考察のための貴重な史料を成す。^①しかしこの碑文の価値は、先ずもってフラトリアの構造につき、一史料として他に類を見ぬほど豊かな示唆を与えるところにある。

この観点から碑文を考察する際、予め念頭に置くべきは、決議主体たるフラトリアを表す固有名詞はデーモティオーニダイかデケレイエイスカ、という第一節で触れた名称確定の問題である。右の二つの名をそれぞれ冠する集団の何れかがフラトリアであること、また二つの集団ともに決議のなかで重要な役割を演じ、したがってフラトリアの名称の決定が当該フラトリアの構造理解にとり不可避の予備作業たることは動かせぬ事実だからである。

碑文に見えるデーモティオーニダイ、デケレイエイスカの何れが四つの規定を遺したフラトリアの名称であるかは、かくてフラトリアの構造の究明と密接にかかわる論点として、一九世紀以来、数多くの学者により様々な形で言及されて来た。学説史は当然ながら次の二つの見方に大別される。

(A) デーモティオーニダイをフラトリアと看做し、デケレイエイスカをそのなかに包摂される氏族制的集団、もしくはデケレイア区所属成員からなる地縁的な特権保有者集団と見る説。^②

(B) デケレイエイスカをフラトリアと解し、デーモティオーニダイをそのなかに含まれる氏族 *gens* と見る説。^③

大勢を要約すれば、(A) 説がウィラモウィッツ・メレンドルフ以来、有力説の位置に立つ一方、とりわけウェイド・ゲリーの影響の下に近年、英米の第一線にある古代史家の間で (B) 説が勢いを得つつあるのが眼を惹くが、しかし最近でも氏族制的諸集団についての新研究を著したルッセル、ブリオがともに (A) 説を採り、また第一節で触れたように、

ヘドリックが正面からこの問題を論じ、(A) 説を強く主張している。学説史的に見て、議論は今なお未決着であると言
って誤りでない。我々は先行諸研究を念頭に置きながらも、碑文の本文を改めて自らの眼で見直し、その分析に拠りつつ
先ずは右の問題について我々なりの答を見出し、その上に立って当該フラトリアの内部構成に関しても能う限り推論の歩
を進めることとしたい。

デーモティオーニダイ、デケレイエイスの何れがフラトリアであるか。碑文を通読すると、この問いへの答がなかなか
に困難かつ微妙であることに気付く。先ず(A) 説にとり有利であると見られる諸点を挙げてみよう。

1. 第一四—一五行によれば、このフラトリアの入籍審査に関する以前よりの規定は、「デーモティオーニダイの法」
と呼ばれている。^⑤

2. また第二〇—二二行では、フラトリアの成員名簿が「デーモティオーニダイの許(文書保管所)にある名簿」と言わ
れている。^⑥ このように入籍審査の手続を定め、且つ入籍者の名簿を保管するデーモティオーニダイこそフラトリアである
との推測は、テキストに沿った当然の立論と評されて然るべきであろう。

3. 第三〇—三一行によれば、このフラトリアの入籍審査にかかわる上訴 *epistasis* の訴え先はデーモティオーニダイで
あった。^⑦ 入籍可否の決定権はフラトリアにあり、したがって右の場合、その種の権限を掌握しているデーモティオーニダイ
こそフラトリアと看做さるべきである、とするのは、これまた自然な見方であろう。第九六行で審査の上訴先が「(フラ
トリア成員全員)であることが明記されていることは、この点において(A) 説に有利に働くと見られよう。^⑧

4. 一方のデケレイエイスについて、碑文は第三三、四二行で「デケレイエイスのオイコス」なる表現を用いている。^⑨
オイコス *oikos* は本来「家」を指し、したがってこの語を付せられる集団は、フラトリアと見るよりも、そこに包摂さ
れる、より小さな、家々の結合体であるとする方が理解し易い。これもデーモティオーニダイすなわちフラトリアと見る
解釈の有力な論拠となろう。

以上の諸点からすれば、(A) 説の優位は動かぬかぬに見える。しかし第一決議を中心とする碑文本文を今少しく立ち入って検討するならば、この説の必ずしも充分に説得的でない所以が明らかとなる。

1. デーモティオーニダイが入籍可否の最終決定権を掌握していることを示唆する第三〇―三一行の記事に関連して、我々は(A)説に対し次のような反論を提示することができる。通常、フラトリアの入籍資格審査の主体は、その成員総会である。法廷弁論の関係記事、例えばデモステネス弁論第四三番第一四節の如きがそれを示すが、^⑩当面の碑文テキストも、第一五一―一六行で「フラトリア成員たち *phratères*」が入籍審査の任に当るべき旨を規定する。^⑪とするならば、仮にデーモティオーニダイをフラトリアと解する場合、この同じ集団が通常の入籍資格審査と上訴とを共に審決することになり、上訴の制度そのものの在り方と矛盾する。ここはむしろ次項2. で指摘する事実をも勘案し、デーモティオーニダイをフラトリア自体でなく、それに包摂されながら、成員の入籍審査に際し問題が残る場合、上訴を受けて独自の判断を下す権限を与えられていた小集団であるとするのが、より合理的な解釈であろう。第二決議に見える、フラトリア成員全員への上訴に敗れた入籍候補者の後見人への罰金が一〇〇ドラクマである(第九八―一〇〇行)のに対し、デーモティオーニダイへの上訴に敗れた場合の罰金が一〇〇ドラクマである(第三八―四〇行)点も、フラトリアとデーモティオーニダイとを等置すべきでないこと、デーモティオーニダイの地位の特別であったことを物語るものかもしれない。

2. 第三二―三四行によれば、デーモティオーニダイへの上訴に際し、「デクレイエイスのオイコス^⑫は彼ら(デーモティオーニダイ)に加え共同審決人 *synegoroi* として三〇歳以上の男子五人を選出する」定めであった。この記事は(A)説に不利である。デーモティオーニダイをフラトリアに包摂される小集団と見、それによる上訴の受理と審決に際して、他の一般フラトリア成員のなからフラトリア全体の代表として五人を選び、審決に参加せしめたと解するのが、唯一の理に適った見方だからである。

3. 第六三―六四、一二二―一二三行によれば、神官が非常時に入籍のための供儀を執り行う場所を、そしてまたフラ

トリアの長が入籍候補者の名を、それぞれ公示するのは、「デケレイエイス (の人々) が屢々赴くところ」であった。¹³⁾ 右の二つの事項は何れもフラトリア成員全体にかかわる。したがって、これらを記す碑文の文言はデケレイエイスこそフラトリアであることを示唆するものと言ってよいであろう。¹⁴⁾

4. 第五二―五四行では、前三九六年以後の平時における入籍のための供儀の場所が指定される。それによれば、犠牲が捧げられる祭壇はデケレイアにあった。¹⁵⁾ また第六四―六八行は、入籍審査にかかわる第一決議と供儀の際の神官役得分に関する規定との刻文、ならびに両者を刻した碑の設置を定める。この碑が置かれたのも、デケレイアにある祭壇の前であった。¹⁶⁾ 以上の記事から、このフラトリアの本拠がアッティカ東北部の一デーモス、デケレイアにあったことは確実である。成員たちの精神的中心である祭壇があり、彼らの多数が古典期にもなおそこに住みついていたと想定される。その点からしても、デケレイエイスがこのフラトリアの名であった蓋然性は高いと言わなくてはならない。

5. 「デケレイエイスのオイコス」なる表現は、デケレイエイスの比較的小さな集団であること、したがってデーモテイオーニダイがフラトリアであることを暗示して、(A) 説の最も直截な論拠と看做さるべきものである。しかしこの点についても、次のような事実が指摘されてよい。¹⁷⁾ IG XII 5, 540 & 1061 に収録されている前三世紀のケオス島カルタイアの二枚の顕彰碑文は、それぞれビュザンティオン人リュコンおよびシラクサ人ヒエロンなる人物へのカルタイア市民権の賦与を定めるが、その際、二つの民会決議は何れも被賦与者の下部構成単位への帰属を同時に定める。そこに「オイコス」の語が見える。「彼および彼の子孫は、彼らの希望するフュレーとオイコスの一員たる」べしと規定する兩碑文共通の文言がそれである。¹⁸⁾ 特定のポリスの市民であるためには同時にその下部構成単位の成員でなければならないこと、むしろ本来この種の小集団の成員となることによって初めてポリス市民たりうることをそれは示し、第一節で述べた古典期アテネの状況を改めて想起させるが、ここで注意すべきは、フュレーとオイコスとを並記する定型句 *πολιτὺς ὃς ἐκ πολίτευται καὶ οἴκου* の「オイコス」がアテネの市民権賦与決議碑文の同様のフォーミュラにおける「フラトリア」 *φρατρίας* (gen.)

に符合するという事実である。^⑨そこから、カルタイア碑文に見える上記の如きオイコスは、アテネのフラトリアに相当する、市民団編制上、枢要の地位を占め、且つ小さからぬ規模をもつ集団であつたろうと推測される。他ポリスにおける間接的な証拠ながら、デケレイエイスの「オイコス」を「フラトリア」と同義と解すべき余地のあることを、以上の事実は暗に示すと言うべきであろう。オイコスなる語の附記を理由にデケレイエイスはフラトリアならずとする論拠は、実はそれほど確かではないと言わなくてはならない。^⑩

6. このフラトリアの入籍審査に関する法が「デーモティオーニダイの法」と呼ばれ（第一四—一五行）、また成員名簿がデーモティオーニダイの管理の下にあった（第二〇—二二行）事実も、（A）説とは別の見地から説明することができる。すなわちデーモティオーニダイがフラトリアのなかにあつて成員の入籍について特別の権能をもつ集団であるとすれば、彼らが入籍規定を知悉し、その適用にあたつて他に抜ん出た発言権をもつことは当然であつた。「デーモティオーニダイの法」とは、彼らが入籍規定の右のような意味での解釈者 *exegetai* であるとの謂に他ならず、名簿の保管も、解釈者としてのその地位に由来する性格のものであつたと解される。^⑪第二〇—二二行によれば、デーモティオーニダイの許に保管された正規の成員名簿と並んで、その写し *antigraphon* の存在したことが明らかである。^⑫この写しは、フラトリア全体の代表者たる「フラトリアの長」が保管したものと推定される。

① 第一節註④所掲拙稿参照。

- ② J. Toepffer, *Attische Genealogie*, Berlin, 1889, pp. 15-16, 289-291; Schöll, *SBAM* 1889 II, pp. 8, 14, 18-22; Francotte, op. cit. pp. 94-97; U. von Wilamowitz-Moellendorf, *Die Phrarie der Demotioniden, Aristoteles und Athen* II, Berlin, 1893, pp. 261-262, 266, 269-270, 272-274; J. H. Lipsius, *Die Phrarie der Demotioniden, Leipziger Studien zur classischen Philologie* 16, 1894, pp. 166-170; L. Beauchet, *Histoire du droit privé de la république*
- athénienne* I, Paris, 1897, p. 346 n. 4; A. Körte, *Das Mitglieder-verzeichnis einer attischen Phrarie*, *Hermes* 37, 1902, p. 587; II II, pp. 207-209, 214-217, 220-222; Schoeffer, *RE* V, 194, 197-200; M. Weber, *Agrarverhältnisse im Altertum* (1909), *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen, 1924, pp. 135-136; do., *Die Stadt* (1921), *Wirtschaft und Gesellschaft*, 3rd ed. Tübingen, 1947, p. 556; Ferguson, *CP* 5, pp. 257-259, 282; do., *The Athenian Law Code and the Old Attic Trityes*, *Classical*

Studies presented to Edward Capps. Princeton, 1936, pp. 152-154; A. von Premerstein, Phratern-Verbände auf einem attischen Hypothekenstein. *AM* 35, 1910, p. 108; IG II² 1237, pp. 579-580; SIG³ 921, n. 8, 13, 22, 23, 25, 32; G. Busolt-H. Swoboda, *Griechische Staatshunde* I. München, 1920, pp. 253-255, II. München, 1926, pp. 958-963; U. Kahstedt, *Staatsgebiet und Staatsangehörige in Athen*. Stuttgart, 1934, pp. 233-235; J. A. R. Munro, The Ancestral Laws of Cleisthenes. *CQ* 33, 1939, p. 91; K. Latte, Phratie. *Kleine Schriften*. München, 1968 (= *RE* XX I, 1941), pp. 427-428; Nilsson, op. cit. pp. 153-157, 169-170; Hignett, op. cit. pp. 56, 314-315; Th. A. Arvanitopoulou, *MEKELEIA*. Athens, 1958, pp. 38-50, especially pp. 48-49; D. Lotze, Zu den *Frações* von Gortyn. *Klio* 40, 1962, p. 35; C. Mossé, *La fin de la démocratie athénienne*. Paris, 1962, p. 135 n. 5; F. Willemssen, Vom Grabbezirk des Nikodemos in Deketeia. *AM* 89, 1974, pp. 176-177; Rousset, op. cit. p. 147, p. 151 n. 54; Bourriot, op. cit. p. 572 n. 327, p. 641 n. 441, p. 644 n. 446, p. 645, p. 1107 n. 129; Hedrick, *Demotikondai revisited*; do., *The Attic Phratry*, pp. 44-47, 59-67, 113-118, 124-126; Guskina, *VDI* No. 165, p. 52. 以下の諸家の大半は「デケレイニイヌのオキモノ」を氏族 *genos* あるいはその一部と解するが、シメル、ヴァラキ、ウィッセン、メンデル、ヘルビナー (IG II²)、ディック、テンベルガー (SIG³)、メンルト、ニン、ヘルツェル、フリート、ヘドリックは「デーモティオニダイ」の成員のうちデケレイア区に所屬する人々から構成された中核的な小集團と見る。なかでもシメルとヘドリックとが、*phrateras* を集会所の建物とそこに集う人々の意に用いるアッティカ内外の若干の事例を援用しつつ、デケレイニイヌとはこの種の集会所を共有するデケレイア区出

るのトリーキアトリーキア地方の小集團をの註釋を參照せよ。 Schöll, *SE/AM* 1889 II, pp. 19-22; Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 63-67, 118, 125-126.

- ③ W. R. Paton, The Decelian Inscription and Attic Phraties. *CR* 5, 1891, p. 221; Wade-Gery, The Demotikondai. pp. 118-119, 123-124, 126-131, 133-134; do., Eupatridai, Archons, and Areopagus. *Essays in Greek History*. Oxford, 1958 (= *CQ* 25, 1931), p. 87; A. Diller, The Decree of Demophilus. 346-345 B. C. *7JPh* 4 63, 1932, pp. 198-199, 204-205; do., Scrutiny and Appeal in Athenian Citizenship. *CP* 30, 1935, pp. 306, 310-311; M. Guarducci, L'istituzione della fratria nella Grecia antica e nelle colonie greche d'Italia I. *Memorie della reale accademia nazionale dei Lincei*. Classe di scienze morali, storiche et filologiche. VI 6, 1937, pp. 42-44; D. P. Costello, Notes on the Athenian féry. *JHS* 58, 1938, p. 179; A. Andrewes, Philochoros on Phraties. *JHS* 81, 1961, pp. 4-9, 14; Thompson, *Symbolae Oestonsae* 42, pp. 52-54, 56-58; J. K. Davies, Athenian Citizenship. The Descent Group and the Alternatives. *CJ* 73, 1977-78, p. 118; do., *Wealth and the Power of Wealth in Classical Athens*. New York, 1981, pp. 105-106; C. Patterson, *Pericles Citizenship Law of 451/0 B. C.* Diss. Pennsylvania, 1976, p. 80, p. 142 n. 14; P. J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian Athenaiou Politeia*. Oxford, 1981, p. 501; do., *The Greek City States. A Source Book*. London, 1986, p. 109; do., *JHS* 106, p. 135 n. 30.
- ④ 最近にならぶ第一節註③所掲の Flower, *CQ* 35 (N. S.), p. 233 n. 8 が、論争はなお決着してゐないとして (A) (B) 両説の何れにも加担するのを避けてゐる。

- ⑤ 11. 13-16. ὁπόσοι μὴ τὼ θεοὶ ἀκούσονται κατὰ τὸν νόμον τὸν
 Δημοτωνδῶν, ἀναῦκται περὶ αὐτῶν τὸς φάτερος αὐτίκα μάλιστα
 下線部 (a) を参照。
 ⑥ 11. 18-22. ὅς οἱ αὖ δόξῃ μὴ αὖ φασὶν ἐπαχθῆναι, ἐξαναφύτω
 τὸ θυμὸν αὐτῶν ὁ ἱερὸς καὶ ὁ φαστρίαρχος ἐκ τῶν προμηχεῖων τῶν
 αὖ Δημοτωνδῶν καὶ τῶ ἀντιπάδου 下線部 (a) を参照。
 ⑦ 11. 29-34. ἐνὺ δὲ τῆς βόλῃς ἐστῆναι ἐς Δημοτωνδῶν αὖ αὖ
 ἀποφύσιναι, ἐστῆναι αὐτῶν ἐξέλθου δὲ ἐκ αὐτοῖς σωτηρίως
 τὸν δεσπόδου αἰὼν πέρι ἀνδρῶν ἐκείνῳ τράκοντα ἔτη γενομένης
 下線部 (a) を参照。
 ⑧ 11. 94-98. ἐνὺ δὲ ἀποφύσιναι αἱ ἀπαιδεῖται, ὁ δὲ εἰσάγων ἐπὶ
 εἰς τοὺς ἀπαιδεῖται, τοὺς δὲ ἀπαιδεῖται ἐνὺ φαστρίαρχῳ, ἐν γενομένης εἰς
 τὰ κοινὰ προμηχεῖα. 下線部を参照。
 ⑨ 第三行について、註⑦所掲本文の下線部 (b) を参照。
 ⑩ 第一節註④所掲拙稿、三八頁参照。
 ⑪ 註⑤所掲本文、下線部 (b) を参照。第二節註⑩で見たように、ヘ
 ドリックはこの個所の「フラトリア成員」を成員全体でなく、フラト
 リアの下部単位ティアソスの成員であると看做す。しかし第一決議冒
 頭のこの個所の前後は、前三九六年当時の非常措置、すなわちフラト
 リア名簿の点検と、資格なき入籍者の除籍、さらに除籍の場合に家父
 に課せらるべき罰金についてまで細かく定めて、内容的に完結してい
 る。注目すべきは、そこにおいて第二九行以下あるいは第九四行以下
 に見られるような上訴についての規定を見出すことができない点で、
 この事実第一五一六行の「フラトリア成員」の審決が少くとも原
 則的にはそれ自体で完結していたことを物語る。上訴は非常の措置ゆ
 え認められないか、認められたとしても直ぐ後につづく第二六行以下

の恒常の規定に準じ、デモティオニダイへのそれが含意されてい
 るものと思われる。このような入籍可否の審判にかかわる権能を行使
 し得た「フラトリア成員」は、成員総会以外にありえない。なお第二
 六行以下の恒常の規定では、フラトリア成員総会が原則として入籍審
 査にあたる旨の明文を見出すことはできないが、それは当然のことと
 して前提されていると見てよ。

- ⑫ 註⑦所掲本文、下線部 (b) (c) を参照。註⑩をも参照された。

- ⑬ (c) 11. 61-68. προηρόμεν……ὅτι αὖ δεσπότης προηρόμεν ἐν
 ἔσσει. τὸ δὲ φήσιναι τοῦ καὶ τὰ ἱερώνυμα ἀναγράφειν τὸν ἱερὸν
 ἐν οὐκ ἡδύμῳ ἑπομένῳ τῷ βουλῇ δεσπότην ἐλέγει τοῖς ἐσσει.
 下線部 (a) を参照。(b) 11. 121-123. τὸν δὲ φαστρίαρχον
 ἀπογράφειν ἀναγράφειν ἐκ τῶν αὐτῶν αὖ δεκ[σ]ίτης
 προηρόμεν. 下線部を参照。

⑭ 但し、この点については次のような留保を付さなくてはならないで
 あろう。諸家の指摘する通り、本碑文の上記二個所に見える字句「デ
 ケレイニス」(の人々)が屢々赴くところには、リュシ阿斯弁論第
 二三番第三節の「デケレイニス」(デケレイニア区所属の人々)が屢々
 赴く(「アモラ西北隅の」ヘルメス群像近傍の床屋) τὸ κομπεῖον τὸ
 παρὰ τοὺς ἑρμᾶς, of δεσπότης προηρόμεν が文言の上で明らかに
 照応する。cf. Hedrick, *The Milet Phratriy*, pp. 71 & 138. たし
 かにリュシアスの記事における「デケレイニス」はデケレイニア区
 の人々を意味し、他方、本碑文に即して言うならば、デケレイニア区出身
 の成員の比重が中心市への移住者も含めて無視しえぬ程度に上ったで
 あろうことは、以下本文で述べる、このフラトリアとデケレイニア区と
 の密接な関係からして、否定し難い事実である。したがって碑文本文
 にあるような、デケレイニアでの供儀が不可能であるというが如き状況
 が想定される場合、中心市にあって彼らデケレイニア出身の多数成員が

日常しばしば訪れる、例えば上掲リュシアスの記事に示されるような場所が、たといフラトリア固有のそれだけでなくも、成員全体のため公示の場として指定されることは、充分に理由のあることと見なくてはならない。第一決議だけでなく第三決議における「デケレイエイスが屢々赴くところ」も、中心市所在との限定句を欠くけれども、同じ場所を指す可能性が高い。このようにして、本碑文の上記二個所に見える「デケレイエイス」が仮にデケレイア区出身の人々の謂であるとするとすれば、それらを我々の立論の直接の根拠とすることは避けなくてはならないであろう。しかし具体的な場所としては上記リュシアスの記事の指し示すところを碑文本文もまた暗示するとしても、先の二つの公示事項がフラトリア全体にかかわる事実を勘案すると、碑文当該個所に見える「デケレイエイス」の語そのものは、このフラトリアの成員たちを包含すると受取るのが、むしろ自然であろう。

⑮ IG 52-54. τὸ δὲ λατὸν ἀρεῦ τὰ [μετὰ καὶ τὰ κῶρε] αἱ δὲ ἀρεῖαι ἐστὶν τ[ὸ] β[ο]ύλοισιν] 下線部を参照。

⑯ 本節註⑬所掲本文、(イ)下線部(ロ)を参照。

⑰ 以下本文に挙げる碑文史料に ついては Guarducci, op. cit. p. 43; Munro, CQ 33, p. 91 n. 2; Lotze, *Klio* 40, p. 35; Liddell-Scott, *Greek-English Lexicon*, Supplement, s. v. *oikos* に於いて言及があるが、当該碑文を起点とする以下の推論の前提は、すべて筆者に帰せらる。

⑱ IG XII 5, 540 II. 11-15. εἶναι δὲ αὐ[τῶν] πολιτῶν τῆς πόλεως τῆς Καρ[θα]γ[ίνης] καὶ τοὺς ἐργάτους αὐτοῦ, μετέχοντας……[καί] τ[οὺς] τοῦ δὲ βούλου καὶ αἰῶνος; ibid. 1061 II. 15-16. [αὐ]τοὶ εἶναι αὐτοῦ πολιτῶν καὶ τοὺς ἐργάτους αὐτοῦ τῆς πόλεως τῆς [Καρ]θαγίνης, καὶ τοῦ δὲ βούλου καὶ αἰῶνος εἶναι. Liddell-Scott, *Greek-English Lexicon*, Suppl. s. v. *oikos* に αἰῶνις Guarducci, op. cit.

p. 43 n. 5 に倣って IG XII 5, 528 L. 15 を *oikos* = *πατρίδα* と解する典拠の一つとして引くのは、IG の現行テキストに即して言えば適切でない。この碑文は Michel 403 に相当し、ミシエルの読みでは、その第一三—一五行が同じく、市民権を賦与される外人のフェーレとオイコスへの帰属を必須と定める文言とされるが、このうち第一五行を IG では [καὶ τῆς αἰῶνος ἐργατοῦ καὶ αἰῶνος εἶναι] と補い、リンクテシスの賦与を想定して、*oikos* を家屋の意に解する。したがって IG 本文の読みを採る限り、この碑文は当面の問題とはかわりを有たない。なおマンロウおよびロツェは、市民権賦与に関するカルタイア碑文に見える *oikos* を、フラトリアよりも、むしろゲノスを指すものと解する。

⑲ 例えば、著名なフリニコス殺害者顕彰碑文の一部、ML 85 II. 15-17. εἶναι δὲ Θρασί[βο]λον Ἀλευατοῦ, καὶ τοῦ δὲ καὶ τῆς αἰῶνος πόλεως καὶ τοῦ δὲ βούλου ἡγεμοναὶ αὐτοῦ 下線部と註⑬所掲の二枚のカルタイア碑文の下線部とを比較対照されたい。なおアテネの市民権賦与にかかわる一連の碑文については、伊藤貞夫「古典期アテネのフラトリア—その組織度をめぐって—」『西洋古典学研究』三一、一九八三年、一一—一八頁、とくに同論文 七—一〇頁を参照。この種の碑文の包括的研究として、その後、M. J. Osborne, *Naturalization in Athens*, 4 vols. Brussel, 1981-1983 が公刊された。フラトリアとの関係については ibid. IV, pp. 176-181.

⑳ デケレイエイスのオイコスをデケレイア区出身の成員からなるフラトリア内部の特別な地縁集団とする見方に対しては、「オイコス」を集会所ないしそこに集う人々とする解釈の当否とは別に、デーモティオーニダイとデケレイエイスとが碑文本文に同時に出る唯一の個所、第二九—三四行の記事との関連で、疑義を呈さなくてはならない。デケレイエイスをデーモティオーニダイに包摂される小集団と解するこ

と自体、碑文の上記個所の示すところと背馳するように思われるからである。そもそもフラトリアとしてのデーモティオーニダイの上诉審決に際し、そこに包摂される地縁的小集団たるデケレイエイスは如何なる資格において代表を派し、それに与りえたと解すべきか。彼らがフラトリアの本拠であるデケレイアに古くから住む中核的な成員だったからであろうか。しかしそれならば、デーモティオーニダイ全員による上诉審決において、彼らは誰よりも先に、しかも全員その任に當るべき地位にあった筈で、「彼ら（デーモティオーニダイ）に加えて」(第三三行の *ἐν αὐτοῖς* はこのように解すべき、Hedrick, *The Attic Phratry*, p. 14 の “in these cases” の如き解釈は納得しがた

四

IG II² 1237 の碑文を遺したフラトリアは、かくしてデケレイエイスなる名で呼ばれる集団であった。デーモティオーニダイとは、そのなかで一種特別な地位を有する小集団である。このような理解を前提として碑文を今一度読み直し、そこからこのフラトリアの構造を探ってみよう。

デケレイエイスは、その名称と祭壇の所在とからして、疑いなく、かのデケレイアを本拠とするフラトリアである。古典期においても成員のうちのかなりの部分がこの地に居住していたと推測されるが、^①アッティカの他の地域なканづく中心市アテネと成員たちとの関係の無視しえぬことは、非常時における供儀の場所を公示するのに「中心市のうちデケレイエイス(の人々)が屢々赴くところ」(第六三—六四行)を選んでいる事実からも明らかである。^②

このフラトリアの成員数は不明である。^③一般成員 *phrateres* のなかから聖俗の世話役として各々一名の神官 *hierews* ならびに「フラトリアの長」*phratrarchos* が選ばれ、碑文本文が示すように様々な責務を果すが、^④入籍資格審査のこと

い)代表五人を選び、もって審決に参加すべしとの規定は、デケレイエイスをフラトリアに内包される小集団とする限り、不可解と言うべきである。ここは先に本文で述べたように、デケレイエイスなるフラトリアが小集団デーモティオーニダイによる上诉審決に際し、フラトリア全体の意向を反映させるべく代表五人を送り込んで、それに参与させたと解する以外に道はない。デケレイエイスをゲノスと見る説に對しても、それは要当する批判点である。

^① 以上、デーモティオーニダイをフラトリアの *exegetai* と見る解釈は Wade-Gery, *The Demotionidai*, pp. 129-131 の創見に負へ。

^② 本節註⑥所掲本文「下線部」(a)。

き重要事項は成員総会 *agora* (第八六行) の票決に委ねられる。^⑤ 入籍資格審査に関し、各フラトリアはそれぞれ独自の規定を所有していたらしい。デクレイエイスの場合、「デーモティオーニダイの法」(第一四—一五行) と呼ばれるのがそれである。しかし法廷弁論や古辞書といった他の史料との照応が示すように、IG II² 1237 からうかがい知ることができるような、供儀・資格審査・票決の一連の方式や、出生・性別・年齢による入籍基準のごとき中心的な事項については、細目は知らず大綱に限れば、アテネの各フラトリアはほぼ共通の規定を有していたと見てよい。^⑥ 古典期には国制上の位置を大方失っていたとはいえ、なおポリス市民団の構成に事実上、重要なかわりをもっていたフラトリアに対し、アテネ国家が何らかの形で齊一的な規制を及ぼしていたことを、それは想像させる。^⑦

ところで、フラトリアの構造如何という視点からデクレイエイスの決議碑文を見ると、そこから得られる最大の知見は何か。これまでの分析が示唆するところ、それは入籍審査という成員構成を決定する重要な事項について、少くとも第一決議が行われた前四世紀初頭の時点では、デーモティオーニダイなる小集団がフラトリアの内部で特権的な地位を占めていたという事実であろう。フラトリアはその成員構成において必ずしも均質でない。それは一部に地位の上で他に抜きん出たグループを含んでいるらしい。この事実のもつ意味をよりの確に理解するには、しかしながらアテネのフラトリア全般について、その構造上の特質を指し示す史料を他に求めなくてはなるまい。そして断片的ではあっても、フラトリアに関するこの種の言及を含む史料が、事実、伝存している。その第一が、ドラコンの殺人に関する法である。

前六二四年に成立したとされるこの法は、ソロンにより廃されることなく、また前五世紀末の古法改編をもくぐり抜けて、前四〇九年、一枚の碑に刻されて我々の手に遺されている。^⑧ デモステネスの法廷弁論における引用からも、それが古典期末にいたるまで法としての効力をもち続けたことは明らかである。無意志殺人の加害者に対する処遇を定めたこの法のうち、当面の問題とかかわるのは和解についての条文である。それによれば、加害者は被害者の父・兄弟・息子、もしくは同じく被害者の従兄弟の子にいたる親族の間で全員一致による同意が成立するならば、有罪判決を受け国外退去の身

であっても許されて帰国することができたが、法は和解の同意を与うべき右の範囲の親族がない場合を想定し、それに代る者として被害者の属するフラトリアの成員一〇名を挙げる。そのさい注目すべきは、審判人たるエフエタイによるフラトリア代表の選出が家柄を基準としている事実である。^⑩

フラトリアについてドラコンの法が教えるのは以下の諸点である。アテネにおいてもフラトリアは少くとも前七世紀までその歴史を確実に遡りうる古い社会集団であること、ドラコンの法から先ず知ることのできるのはこの簡単な事実であるが、上述のような史料としての法の伝存状況からして同時に推論しうることは、クレイステネスの改革以後、国制上の機能をフュレー・デーモスといった地縁原理に立脚する新しい社会集団に譲りはしたものの、古典期後半にいたるまでフラトリアはアテネ市民に対する組織度と内部構成との両面において、その基本的な在り方を変えていないことである。古典期においても効力を保った刑法上の一規定に登場して名を留め、親族に代る機能の場合によっては果すべく法のなかで位置づけられている事実をもつてしても、フラトリアが古典期においてなお全市民を組織していたことは一先ず明らかであるが、^⑪当面の問題との関連でとりわけ注目すべきは、ポリスのレヴェルでは家柄により市民としての権利の行使に法的に何の格差も付せられることのなかった民主政完成期のアテネにおいても、ことフラトリアの内部について見れば、貴族政期以来の家柄による成員間の地位の格差が厳存していたことである。家柄を基準とした、エフエタイによるフラトリア代表一〇名の選抜は、端的に右の事実を表している。先に我々は IG II² 1237 について、成員の入籍資格審査というフラトリアの存続と構成にとって決定的に重要な事項に関し特権的な地位に立つデーモティオーニダイなる小集団の存在を指摘したが、彼らの特権的地位も、貴族政期に由来し民主政期にいたってなお命脈を保った、フラトリア内部における、家柄に基づく成員間の格差によるものと推測される。

フラトリア内部におけるこの種の特権保有者集団が成員の入籍に関し他の一般成員とは異なる地位を占めていたことを示す事例を、我々は他にも前四世紀アテネの法廷弁論のなかに見出すことができる。古典期アテネにあって個々の家の存

続を計る上での有力な手段と目さるべきものに養子縁組制度がある。^⑫ことに富裕市民の間でこの種の制度が用いられた様子を法廷弁論の関連記事は伝える。市民の家の養子たるには他の市民の嫡出男子であることを要したが、^⑬このような出生にまつわる資格を審査し、養家への家成員としての入籍の可否を認定したのが、他ならぬフラトリアであった。養父は自らの属するフラトリアに養子たるべき男子を右の如き審査を経て入籍させるが、関連記事によれば、フラトリア入籍と前後して同じく血縁原理に基づく小集団に養子を入籍登録する慣わしであったらしい。その小集団とはゲノスとオルゲオーネスとであるが、それらへの養子たるべき男子の紹介、成員による資格審査と票決、名簿への登録を語る弁論の記事は、フラトリアと上記二集団それぞれとの関係の必ずしも斉一でない事情を明かすかに見える。すなわちオルゲオーネスについては、フラトリア入籍の後に行われるデーモスへの登録と同時に入籍の手続がとられる様子が読みとれるのに反し、^⑭ゲノスの場合は入籍のための審査と投票がフラトリア入籍のためのそれと同じ場でなされた様子がほぼ明らかである。^⑮そのさい直ちに問題となるのは、ゲノスとフラトリアそれぞれの決定が相反した場合の、養子たるべき男子のフラトリア入籍したがって養子縁組そのものの成否であろう。その点について少からぬ示唆を与えるのがデモステネスの弁論第五九番第五一六三節である。

デモステネス作と伝えられるこの長大な弁論はアテネ社会史研究の宝庫と評すべきものであるが、^⑯右の問題についても具体例に即しつつ貴重な知見を我々に与える。弁論の上記箇所によれば、アテネ市民フラストルは被告ネアイラの娘ファノーを彼女の身分の詐称に気づいて離婚したのち、故あって自分たち二人の間の男子を改めて養子として入籍させようとフラトリアとゲノスに願ひ出る。然るに彼の出身ゲノスであるブリュティダイが、男子の母であるファノーが市民身分出身でないという理由でこれを否決し、登録を拒むのである。そのために養子縁組、すなわち父フラストルの所属フラトリアへの、件の男子の入籍は、成らなかった。ここで注目すべきは、フラトリアへの入籍審査の場で当該フラトリアの一部を成すゲノスの成員たち *genetai* が先ず審査・票決を行い、そのうえ少くとも否決の場合、彼らの意志が完全に優先し

た事実である。フラトリア内部におけるこのブリュティダイの位置は、例えば第二節で訳出した IG II² 1237 の第二決議に見えるティアソスのそれと甚だ対照的である。ブリュティダイによる入籍審査は、最終的判断をフラトリア成員総会に委ねる予備的性格のものではない。それは逆に、ゲノスとしての彼ら自身の成員構成について、ブリュティダイが一種独立の地位を保証されていたことを物語るものと言わなくてはならない。彼らがフラトリア入籍審査全般にどのようなかわっていたかを史料は教えない。しかし貴族政期に由来する、家柄に基づく特権保有者集団の後裔を彼らの裡に認めることは、おそらく誤りでないであろう。IG II² 1237 に即して言えば、デケレイエイスなるフラトリアにおけるデーモテイオーニダイの位置は、このブリュティダイのそれに近いと見るべきではなからうか。

古典期においてもアテネのフラトリアの内部には家柄に基づく成員間の地位上の格差が存在し、一部上層の成員は独自の小集団を成して、とりわけフラトリアへの入籍手続に関し上述のような特権を享受していた。このような意味で、フラトリアは一種複合的な構造を有したと言えるかもしれない。この点について更に考えるには、ヘレニズム時代初期のアテネ地方史家フィロコロスの遺した著名な断片を避けて通るわけに行きまい。ビザンツ時代の古辞書の引用によれば、フィロコロスはアテネのフラトリアについて、「フラトリア成員は、オルゲオーネスをも、また我々がゲノス成員 *gonetatai* と呼ぶホモガラクタイ *homogalakatai* (乳を同じくする者たち) をも、必ず受け容れるべし」とする法の存在したことを伝える。^⑩ ペリクレス時代の叙述のなかでの言及と想定され、古典期のフラトリアを規制したと考えられる右の法は、しかし専門家の間で成立年代に諸説あるのみならず、その意味するところについても論議喧しく、当面の問題に関して確かな史料たりうるかどうかには疑問が残る。しかし上記断片からうかがわれる法の文言とこれまで見て来た関連史料より得られる知見とを総合すると、以下の諸点は承認されよう。

第一に、アテネのフラトリアは、ゲンネータイとオルゲオーネスという少くとも二種類の成員から成っていた。この構成は前古典期から古典期にかけて変ることがなかった。第二に、フラトリア入籍手続との関連で法廷弁論から知られる、

ゲンネータイ・オルゲオーネス双方のフラトリア内部における相対的關係は、ゲンネータイのより自立的かつ優先的な地位に大きな特徴が認められるが、この格差の由来は前古典期に遡る。第三に、成員間の地位の上での格差は、ドラコンの法が示すように、家柄を基準として決められる。然るにフィロコス引用の法によれば、ゲンネータイこそ古くは「乳を同じくする者」と呼ばれて、血縁集団としての由緒の正しさと結束の強さを自他ともに認める人々であったらしい。第四に、フラトリアは、とりわけ前古典期において、アテネ市民権を有する人々すべてを包摂するポリスの下部構成単位であった。そこには貴族も平民もともに含まれる。その場合、以上のような文脈からして、神々ないし英雄に系譜上の源を求める貴族たちこそ、他ならぬゲンネータイすなわちゲノスを構成する人々、なかんづくその中核を成す存在であったと推定されよう。IG II² 1237 のデーモティオーニダイは、この種のゲンネータイとして、古典期にあってもなおフラトリアのなかで、上述のように特権的な地位を占めつづけていたものと考えられる。

前三九六年のデケレイエイスの決議によれば、デーモティオーニダイなるゲノスは、このフラトリアの成員登録に際して、自らの氏族成員に限らず一般成員についても、場合によっては最終的判斷を下す権能を有していた。彼らゲノス成員は、少くともそのことを通して、フラトリア内部で別格の立場を前四世紀初頭にいたるまで保持していた。しかし碑本文第三二—三四行が示すように、この決議成立の時点で右の特権にある種の制限が加えられるにいたる。すなわちデケレイエイスはデーモティオーニダイによる最終審決に際し、おそらくこのとき以降、共同審決人として一般成員のなかから五人を代表として送り込むようになった。^⑧

デケレイエイス内部の右のような意味での民主化、すなわちゲノスに認められたフラトリア成員登録に関する特権への制約は、第二決議において更に進展を見せる。前三九六年よりやや下った前四世紀前半のある時期に成立したと考えられるこの第二決議でのフラトリア入籍手続と、第一決議におけるそれとの間には、次のような重要な差異が認められる。第

一に、フラトリア成員の入籍資格審査に際して、第二決議では下部構成単位のティアソスが一定の役割を果している。第二に、しかしティアソスによる審査は、いわば予備的な性格をもつものであって、それ自体では原則として完結しない。入籍の可否は、同じ場で行われるフラトリア成員全員による審査で決定される。第一決議の場合とは異なり、ここではフラトリア成員総会が最終決定権を掌握する。そのことと関連して、第三に、デクレイエイスの入籍手続の上で、デーモテイオーニダイはもはや何の役割をも担わない。成員構成の決定に関し、少くともこのフラトリアでは前四世紀前半のある早い時期に、先に見たような意味におけるゲノスの特権的地位は消滅したと考うべきであろう。

① デクレイエイス（フラトリア）とデクレイア（デーモス）との本来的な結びつきは、名称の上での共通性、祭壇の所在の他に、碑文中に現れる人名からも、うかがわれる。フラトリアの長として見えるパンタクレス（II.11-12）の出身区がデクレイア東南ほど遠からぬオイオンであるほか、神官テオドロス（I.3）、決議提案者ニコデーモス（I.68）は、何れもブロンボグラフィックな先行研究によれば、デクレイア区出身の富裕な、フラトリアのなかのおそらくは名門に属する人々であった。Hedrick, *The Attic Phratry*, pp. 32-34, 41, 72-73, 141. デクレイエイスに見られるようなフラトリアの半ば地縁的な性格は、他の具体例に即しても考察可能である。それはフラトリアの起源と構造との両面に亘って重要な意味をもつが、この点については別の機会を俟って論ずることとしたい。

② 第三節註⑭参照。

③ 総じてアテネのフラトリアの規模は把握困難であると言つてよい。

第一節註⑥所掲のフラウアー論文が改めて考察を試みるが、そこで論じられる IG II² 2344 等、フラトリア全体とどうよりも、その下部単位であるティアソスの成員表と見るべきで、これを基にした約二〇人とのフラウアーの結論は、したがって説得的でない。ティアソス成

員表を確認できるだけで六つ列記する IG II² 2345 がむしろアテネのフラトリアの規模を知る上に手掛りとなろうが、これも碑の上部が著しく欠けていて、確かな知見を与えるには程遠い。およそフラトリアの成員数を明記する現存唯一の史料として挙げられるのが、前五世紀末、デルフィ出土のいわゆるラビュアダイの碑文（Buck 52）である。その A19-23 によれば、当該フラトリアにかかわる入籍規定は、成員総会 *allia* の投票数一八二で可決されたという。また同碑文 Bp 10 は、このフラトリアにおける入籍可否の決定が少くとも成員一〇一人の出席を得ての票決によった旨を伝える。以上よりラビュアダイの成員数およそ二〇〇という数値が得られるが、しかしこれもアッティカならぬフォキス地方における一フラトリアの規模であって、古典期アテネのフラトリアの成員規模如何という当面の問いに直接に答えるものではない。

④ II. 18-22, 24-26, 34-38, 40-42, 45-48, 50-52, 56-58, 59-68, 78-88, 106-108, 116-125.

⑤ II. 13-18, 26-29, 78-106.

⑥ 第一節註④所掲拙稿を参照。なかんづく Isaac, VII. 16 によれば、アテネ市民身分の女を母とし、正規の婚姻の結果生れた子であること

を各フラトリア共通の入籍審査基準としたことが明らかであるが、この点については本稿第二節で訳出した碑文本文の第一〇九―一一一行との照応に注意。他に傍証として、ここでもラビュアダイの碑文を挙げる事ができる。すなわち同碑文冒頭に掲げられる当該フラトリアの役人 *tagoi* の誓いによれば、彼らは「ラビュアダイの法」のほか「ポリスの法」に従って成員の入籍審査の手続を進めなくてはならなかった。 Buck 52 A 1-5.

⑦ フラトリア入籍がデモスにおける市民登録に先立って、個々のアテネ男子にとり市民資格取得の第一関門をなしていたこと、したがってそれに関する各フラトリアの規定には公的規制が及んでいたと推測されることについては、第三節註⑩所掲拙稿、一三―一四頁参照。

⑧ ML 86. この碑文については、前沢伸行「下ラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三五、一九八六年、一四七頁。

⑨ Demosth. XLIII 57; XXIII 37-38.

⑩ ML 86 II. 16-19. [*êchu dê toúton meôê hês êi, κτ]ίσαι dê áko[ç], γνôu dê ho[ç κ]α]ν[έ]κουρα καὶ hês ho[ç] êpêrou ákou[ç] α κτêuα, êtêô[o]ν dê h[ou] v[o]l[α]t[ropes], êtu êlêôrou, ákai[ç] toútos v[ê]i hoc πρêtêv[o]l[α] καὶ hês áp[o]t[ro]phêu hαpêôo[u].」上線部を参照。*

⑪ 古典期アテネにおけるフラトリアの組織度については、第三節註⑩所掲拙稿の詳論を参照。

⑫ アテネの獲子隷制度について A. R. W. Harrison, *The Law of Athens. The Family and Property*. Oxford, 1968, pp. 82-96.

⑬ Isae. VII 16.

⑭ Isae. II 14. *πορναίμενος ἐστίν τε eis toûs γυφάτρος;..... καὶ eis toûs ἀνέκτας με ἐγγράφει καὶ eis toûs ἀγρεβούς*. 上線部を参照。この文のオルゲオーネスをフラトリアの下部集団としてのそれと見る *νυμφίον γυνή* Schöhl, *SBM* 1889 II, p. 15; Andrewes, *JHS*

81, pp. 8-9; P. Rousset, *Isle. Discours*. 2nd ed. Paris, 1960, p. 40 n. 1; 第一節註④所掲拙稿、三九頁、五三頁註⑥参照。

⑮ Isae. VII 13-17. *νυνὼν θ]γατέ με ἐστ toûs βουλευτὰς eis toûs γρυφάτρους καὶ γυφάτρος* (ibid. 15) のこのキ文言を参照。

⑯ 伊藤貞夫『古典期のポリス社会』岩波書店、一九八一年、第二部第五章参照。

⑰ フラトリア内部にあって入籍手続上の独立性を保持していたゲノスの具体例として、他にアテネについての宗教的名門氏族ケーリッテネスの場合が挙げられる。 Andoc. I 126-127.

⑱ FGrH 328 F 35a. *toûs dê γυφάτρος ἐταδύρες δέγχομαι καὶ toûs ἀγρεβούς καὶ toûs ἀνέκτας, oûς γρυφάτρους καθόμην*.

⑲ この法については、成立年代と立法意図の双方にわたって諸家の見解が分れ、帰するところを知らない。成立年代については① *νυν* の改革 (例を挙げて H. T. Wade-Gery, *The Law of Kleisthenes. Essays in Greek History*. Oxford, 1958 (= CQ 27, 1933), pp. 151-153; Jacoby, FGrH III b 1, 1954, p. 321; Nilsson, *Cults*. pp. 159, 161-162) や *νυν* の改革の改革の関連を考へて説 (例を挙げて Busolt, *GS/K* I p. 252; Hignett, op. cit. p. 391) と、② 前五世紀中葉ごろ後半にわたってギリヤースの市民権法との関係を示せる説 (例を挙げて Andrewes, *JHS* 81, pp. 2 & 13; Rhodes, *Commentary*, p. 70) の二つに分れる。第一説を採る論者が多数を占めるが、史料上の決め手はない。立法意図についての推論は *orgeones* などの *homolaktai* の両語の解釈に左右される。オルゲオーネスについては、これをアンネータに非ざる、すなわちゲノスを構成しえない平民と見、法はこれらの人々をフラトリアに受容すべき旨を定めたものと解するの有力説であるが (例を挙げて Busolt, loc. cit.; Wade-Gery, *The Law of Kleisthenes*. pp. 151-152;

Jacoby, *FGH* III b 1, pp. 322-323; Nilsson, *Cults*, pp. 158-161; Hignett, loc. cit.)^① ゲンネータイに次ぐ上層市民の一部と見る解釈^② (Andrewes, *JHS* 81, p. 2; Rhodes, *Commentary*, p. 69)^③ それによれば、ゲンネータイもオルゲオーネスも、彼ら自身による入籍審査に信を置かれて、自動的にフラトリア入籍を果しうとするのが法の趣旨であった。何れの解釈をとるにしても、ゲンネータイが市民のなかで特に血統に誇りをもち、彼らのみから成る血縁集団ゲノスを形成する人々であるとするのが通説であるが、近年これに対する懐疑説が現れ、この説に立てば、ゲノスとは本来、ポリスの重要な神官職を担う一族を指す語であり、ホモガラクタイも、古典期に入ってゲンネータイと呼ばれるようになった、旧き宗教的伝統を保持する特別な村落共同体の成員の謂であった (Bourriot, op. cit. pp. 669-676, 683-684)。また、これとは別に、旧四部族制の下でアテネ市民は二〇のフラトリアに分属し、さらに各フラトリアの包摂するそれぞれ三〇のゲノスの何れかに所属していたと伝えるアリストテレス『アテナイ人の国制』の散逸した冒頭部の断片 *Arist. Ath. Pol.* fr. 2 (ed. M. Chambers) の記事に信を置き、アテネ市民たるものホモガラクタイもオルゲオーネスもともにゲンネータイと呼ばれたと解すべきこと (註⑩所掲の引用文の関係代名詞 *οἱ* は *γενεῖας* と *διωγμάτων* との双方を受けるとみなす)^④、しかし同時にホモガラクタイは各フラトリアにあって筆頭ゲノスの成員として優越的地位を占めたと推測されること^⑤、の二点を強調するヘドリックの説もある (Heidrick, *The*

Ancient Pnyx, pp. 144-146, 214-216. cf. pp. 143-144, 224-225. ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻

のフラトリアの構造につき知りうるところを要約すれば、以下の如くなるう。

(一) ティアソスは、入籍手続上のその位置から見て、ゲノスのような自律性の高い集団ではない。それはフラトリアの完全な意味における下部構成単位であった。第二節に訳出した碑文本文では、第二決議においてティアソスは初出し、関係史料全般の伝存状況からしても、前四世紀に入ってその存在が漸く確認されるのは事実であるにしても、^①そのことはティアソスがこの時期にアテネのフラトリア内部に創設された制度であることを必ずしも意味しない。第七六―七八行に成員が三人を下廻る場合を予想しての規定が見られることは、アンドルーズも指摘するように、ペロポネソス戦争の影響をむしろそこに認めるべきであり、ティアソスの歴史が確実に前五世紀ないしそれ以前に遡ることを物語るものと言わなくてはならない。^②

(二) 他方、第二決議における知見のみから、デーモティオーニダイなるゲノスが前四世紀前半にデケレイエイスの内部で消滅したと言うこともできない。ゲノスの歴史は古くに遡るが、ポリス衰頹期におけるその生命もまた長く、碑文史料はローマ帝政期にいたるまで社会集団として存続した事実を伝える。^③デーモティオーニダイの場合も、第二決議成立の時点でデケレイエイスの成員入籍手続の上での特権を失ったのみであると解して間違いない。

(三) かくして古典期アテネのフラトリアの内部には、ゲンネータイと然らざる人々とを分ける編制原理と、ティアソスによって成員を分ける編制原理とが並存・交錯していた。前者はフラトリアの形成期に起源を有し、古典期にいたるまで命脈を保ちつつ、フラトリアのいわば非均質的な側面を表現していた。これに反しティアソスはフラトリアの下部単位として相互に均質的であり、おそらくどのティアソスもゲンネータイと然らざる人々とを共に包括する。ティアソスごとく、そしてまたフラトリア成員全員による、何れも単純な多数決方式は、^④ゲノスの特権的位置を消去し、フラトリア内部における民主的な意思決定を保証する。

(四) デケレイエイスの場合、少くとも成員登録に関して前五世紀末までゲノスの特権的地位が保たれていた。前三九

六年、第一決議成立の時点でこれに最初の制約が加えられ、その後、前四世紀前半のある時期にこの種の特権が廃されて、相互に均質的な下部単位ティアソスが入籍手続に關与するようになる。ゲンネータイの意思表示は各ティアソスに分散吸収され、フラトリア内部でその力を失う。しかもティアソスの審査は予備的なものであるに止まり、入籍可否の決定は完全にフラトリア成員總會の掌中に握られる。成員構成そのものがフラトリア成員全員により最終的に決定されるにいたったことで、フラトリアの民主化はおそらく完成する。^⑤

これまで述べて来たようなデケレイエイス内部の構成、ならびにそこに見出される諸集團の機能上の変化が古典期アテネのフラトリアの一般的な実状をどの程度に代表しているかについて、懷疑論を呈示することはさして難しいことではない。しかし関連史料の極度に乏しい状況の下にあって、IG II² 1237 がもつ意味はきわめて大きく、少くともフラトリアの全体的な輪郭を把握する上に唯一の手掛りを供する史料であることは間違いない。加えて我々は、アテネのフラトリアの一般的な構造を示唆する他のいくつかの史料との符合にも注意を払って来た。

本稿のなかで最も試論としての性格が著しいのは、成員構成の決定過程にまつわるフラトリア内部の民主化についての推論であろう。この点に關する他史料との照応は如何。二つの事實に先ず留意したい。第一は、アテネ民主政の完成を前五世紀中葉に位置づけるならば、デケレイエイスにおける先に見たような意味での民主化がそれより更に半世紀のちに開始されたという年代上のずれをどのように理解するか、の問題である。これは容易に氣付かれる、しかしなかなかに解き難い問いである。それと並んで第二に指摘すべきは、右のようなフラトリア内部の民主化とデケレイエイスがその決議碑文で入籍資格のことさら厳密な適用を志向している事實との間に、果して斉合性が存するか否かの問題である。關係史料の示すところ、前四世紀のアテネではフラトリアの入籍資格審査に弛みが生じていたらしい。^⑥ デケレイエイスの決議自体、その事實を反映すること、前述の通りである。アテネ民主政の完成期は、しかし市民団の閉鎖性が固持された時期と考え

られている^⑦。ポリス民主政と市民団構成の厳格性との間に認められる、この種の表裏一体の関係は、IG II² 1237と一連の法廷弁論の記事によれば、フラトリアのレヴェルでは存しなかったことになる。史料はむしろフラトリアの民主化が生じた時期には、その成員構成に弛みが見られ、またそのことを通してポリス市民団の枠組にも何ほどの弛みが生じたであろうことを示すのである。

デケレイエイスの決議碑文を基に我々が先に得た知見のなかには、このように古典期ポリス社会の在り方に關する基本的理解にすぐわぬかに見える要素が混在する。しかし実は、右に挙げた二つの事実はポリスの変質と衰頹という古典期のギリシア史をめぐる主要論点を媒介として結びつき、ポリス社会の本質を一面においてむしろ照し出すものように思われる。

フラトリアの民主化が進んだと見られる前四世紀は、同時にフラトリアの入籍資格審査に全般的な弛みが生じ、そのことを一つの表徴とも、また要因ともするポリス市民団の変質が徐々に進出した時期であった。デケレイエイスに即して言えば、この時期における入籍審査厳格化の試みは、三度にわたる制度改革の企てが暗示するように、おそらくは失敗に帰した。その直接的な理由は、本来成員の入籍審査にもっとも大きな発言力を有したデーモティオーニダイのこの分野における比重の低下に求められよう。もともと貴族を少くとも中核とする特権保有者集団としてのゲノスを構成する彼らは、フラトリア全体の成員資格審査に対しても厳格な態度をもって臨み、それを通じてフラトリアの規律維持ひいてはポリス市民団の適正なる構成に貢献するところ少くなかったであろう。第二節所掲の碑文本文からうかがわれる、ペロポネソス戦争を契機としたフラトリア内部における彼らの権威の退潮は、貴族政期以来の古き小共同体への民主化の浸透を意味する反面、その成員構成と規律維持に負の作用を及ぼしたに違いない。法廷弁論に散見するこの時期のフラトリア入籍審査の規律弛緩にかかわる記事は、ひとりデケレイエイスにとどまらず同じような状況がアテネのフラトリア全般に見られたことを暗示するものかもしれない。

フラトリア内部での民主化の進行は、かくしてその成員構成にかかわる規律の弛みをもたらし、さらにはポリス市民団の構成にも影響を及ぼす点でポリスの変質と衰頹とに通ずる。このことは、逆に見れば、貴族政期以来の特権保有者集団であるゲノスが、史上稀有の徹底した民主政を具現しえた盛期ポリスを、少くとも成員構成の一点に限って言うならば、支えたことを意味する。それは、ポリスという甚だ特異な社会が抱える、いくつかのパラドックスの一つと評してよいかもしれない。

結句、IG II² 1337 はさしあたりデケレイエイスなる一フラトリアの状況を指し示すにとどまるとは言え、同時代の他史料と相照応しつつ、アテネのフラトリアの構造上の輪郭をかなりの程度に明かすものであることは、ほぼ確かである。そこに見出しうる基本的事実は上述二つの成員編制原理の並存・交錯であり、その結果としてのフラトリアの複合的構造である。アテネ市民たるには何れかのデーモスの成員であることを前提としたが、それに先立ち何れかのフラトリアの成員であることを要した。そのさい市民一人々々はさらにフラトリアの下部構成単位であるティアソスに属するとともに、あるいはゲノスに、あるいはオルゲオーネスによって組織される。その場合、少くともゲノスについて見る限り、フラトリアとの関係はさほど簡単ではない。ゲンネータイは市民の一部を成すにとどまる。彼らの構成する社会集団ゲノスはフラトリアに包摂されるより小さい共同体であるにしても、独立性が高く、後者に対して単なる下部単位としての位置に立つものではない。以上のようなフラトリアの複雑な在り方を追究し、ポリスの内部構造を仔細に明らかにして、市民一人々々が置かれていた社会的境位を浮き彫りにするためには、右に挙げたフラトリアに包含される更に小さな社会集団すなわちティアソス、ゲノス、オルゲオーネスのそれぞれの構造上の特徴と、フラトリアを始めとする四つの集団の相互関係とをより詳細に考察する必要があるであろう。この場合も関連の碑文史料の分析が作業の中心を成すであろうことを申し添え、本稿の結びとしたい。

- ① ティアソス関係史料は、不十分ながら、¹Kahrstedt, op. cit. p. 188 p. 2 に列挙されている。但しその大部分は特定の神や英雄への信仰を核として結ばれた宗教的な団体としてのティアソスであって、フラトリアの下部単位としてのティアソスにかかわる史料としては、*IG II² 1237* の他、*IG II² 2344, 2345, 2723* の三枚の碑文があるのみである。² cf. Andrewes, *JHS* 81, pp. 10-12; W. S. Ferguson, *The Attic Orgeones. Harvard Theological Review* 37, 1944, pp. 67-68.
- ② Andrewes, *JHS* 81, p. 12. フンドルースはティアソスを前五世紀後半の創設にかかる制度と推定するが、この点については議論の余地が残る。
- ③ アミュナンドリダイの成員表 (*IG II² 2338* 前二七一八年) による。

- びケーリキエスの成員表 (*IG II² 2340* 紀元後二〇〇年頃) の二枚の碑文が、そのことを証する。
- ④ *IG II² 1237* II. 78-106. 本稿第二節の試訳を参照。
- ⑤ しかし、その後もゲンネータイのなからフラトリアの長および神官が選ばれたであろうことを、ここで言う民主化は否定するものではない。
- ⑥ 第一節註④所掲拙稿、四八頁。
- ⑦ 伊藤貞夫『古典期アテネの政治と社会』東京大学出版会、一九八二年、一三二—一四七頁。なお、本稿の論旨ことに第四節以下のそれについて、筆者はかつて同書、一八四—一九五頁で素描を試みたことがある。

(東京大学文学部教授

)

An Interpretation of the so-called Demotionid Inscription

by

Sadao Ito

The aim of this paper is to clarify the structure of Athenian phratries by analyzing a famous inscription discovered at Tatoi (the site of an Attic deme Dekeleia), IG II² 1237, where a phratry inscribed three decrees on rules governing the entry of children.

The first half of the paper is concerned with the name of the above-mentioned phratry, which many scholars have discussed since the end of the nineteenth century. Analyzing IG II² 1237, especially lines 29-34 of the inscription, and surveying some citizenship decrees of Keos (IG XII 5, 540; *ibid.* 1061), the author concludes that *Dekeleieis* is the name of the phratry which inscribed the decrees and that *Demotionidai*, another name found in the inscription, represents a group of privileged members. In the latter half of the paper, the author gives an outline of the structure of Athenian phratries. His arguments are based on the inscription of Dekeleieis (IG II² 1237), Drakon's homicide law (IG I³ 104), some passages in Attic orations (Isae. II 14; Isae. VII 13-17; Demosth. LIX 55-63; Andoc. I 126-127) and a fragment of Philochoros (FGrH 328 F35a). He emphasizes two points. First, from the archaic to the classical period, Athenian phratries were composed of two kinds of members, *gennetai* (aristocratic *phrateres*) and *orgeones* (commoner *phrateres*). At the same time, however, the phratry's basic unit was the *thiasos*, which included *gennetai* as well as *orgeones*. The coexistence of these organizational principles was characteristic of Attic phratries. Second, at least upon examining requirements for membership, the *gennetai*'s position of superiority began to disappear in about the beginning of the fourth century B.C. *Gennetai*, the aristocratic component of a phratry, seem to have played an important role in the membership of a phratry and in maintaining the sound condition of the Athenian state up to that time.